

平成29・30年度 軽費老人ホーム・ケアハウスにおける  
身元保証人等の現状についてのアンケート調査

報告書

平成30年12月

一般社団法人 全国軽費老人ホーム協議会

調査研究委員会



# 【 目 次 】

I	調査研究概要	1
1.	調査目的	
2.	調査対象施設	
3.	調査方法	
4.	調査実施期間	
5.	回答率	
6.	その他	
II	調査研究結果	2
1.	調査施設の概要	
(1)	施設種別	
①	類 型	
②	特定施設入居者生活介護指定	
(2)	施設の所轄地	3
(3)	施設の定員数	
(4)	在籍人数(平成29年4月1日現在)	
2.	身元保証人等に係る情報について	4
(1)	契約者以外に身元保証人等を求めているか	
(2)	身元保証人等の求めをどのように定めているか(複数回答あり)	
(3)	入所に際して身元保証人が不在の時のように判断されているかを尋ねた	5
(4)	入所中の利用者の身元保証人が不在になり、代替者が確保できない場合の対応について尋ねた。	
(5)	身元保証人の種別について平成29年 4月 1日時点で尋ねた。	6
(6)	身元保証人に求める役割や事項について、「経済」「医療」「契約」「その他」の4つの項目をどのように求めているかを尋ねた	
①	経済関連	
②	医療関連	7
③	契約関連	8
④	その他(判断能力低下時の上記記載等代理)	9
(7)	身元保証人が不在の場合の対処について、地域の協力機関などの協力を得て対応しているかどうかを尋ねた	10
(8)	前問の「身元保証人が不在の場合の対処方法として地域の協力機関などの協力」の中で地域の社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」のサービスを利用しているかどうかを尋ねた	
(9)-①	平成24年4月から平成29年3月までの5か年間に身元保証人等との間でトラブルや困ったことがあったかどうかを尋ねた	11
(9)-②	身元保証人等とのトラブルに関しての記述の傾向	12
3-(1)	身元保証人等に係る問題等について、あるいは幅広く軽費老人ホーム・ケアハウスのサービス利用や運営に係わる意見等を尋ねた	
3-(2)	身元保証人等に係わる問題等について、あるいは幅広く軽費老人ホーム・ケアハウスのサービス利用や運営に係る意見を尋ねた	13
①	「保証人はなくしてもよい」の事例	
②	「保証人は必要」の例	
③	「保証人に対する施設の姿勢」の例	
④	「質問・要望等」の例	

⑤ 「社会福祉法人の姿勢」の例 .....	1 3
⑥ 「行政への要望」の例	
⑦ 「その他の課題」の例 .....	1 4
⑧ 「医療同意」の例	
⑨ 「成年後見制度」の例	
⑩ 「死亡事例」の例	
III 記述に関する調査研究結果	
1. 「問2. の(2) 身元保証人等の求めをどのように定めていか..... の「その他」の記述	1 5
2. 「問2. の(3) 入所に際して身元保証人が不在の時どのように判 断されているか」の「その他」の記述	
3. 「問2. の(4) 入所中の利用者の身元保証人が不在になり、代替 者が確保できない場合の対応について」の「その他」の記述	
4. 「問2. 9-2身元保証人等とのトラブル」に関しての記述 .....	1 6
5. 「問3. 身元保証人等に係る問題等について、あるいは幅広く軽費老人 .....	2 9
ホーム・ケアハウスのサービス利用や運営に係わる意見等」に関しての記述	
IV 調査結果の概要と考察 .....	4 0
1. 調査施設の概要	
2. 身元保証人等に係る情報について	
3. 身元保証人に求める役割や事項について	
4. 身元保証人不在の時の対応方法 .....	4 1
5. 身元保証人等とのトラブルについて	
6. 身元保証人等に関わる軽費・ケアハウスの運営上の課題 .....	4 2
V 調査のまとめ .....	4 3
1. 身元保証人不在の時の契約について	
2. 身元保証人に求める役割と契約書類等への記載等について	
3. 今後の論点.....	4 4
VI 参考資料	
1. 「軽費老人ホーム・ケアハウスにおける身元保証人等の現状につい .....	4 6
でのアンケート調査票	
2. 全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議(平成28年3月7日)配布 .....	5 2
資料(抜粋)介護保険施設における身元保証人等の取扱いについて	
VII 調査研究委員会名簿 .....	5 3

# I 調査研究概要

## 1. 調査目的

今回の調査は、平成28年3月7日の全国介護保険・高齢者保険福祉担当課長会議で厚生労働省から配布された資料「介護保険施設における身元保証人等の取扱いについて」に端を発している。（以下資料の抜粋）

『介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を定める規定がなく、各施設の基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

介護保険施設に対する指導・監督権限を持つ都道府県等におかれては、管内の介護保険施設が、身元保証人等がないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱いを行うことのないよう、適切に指導・監督を行っていただきたい。』

軽費・ケアハウスは老人福祉法に基づく施設であり、上記の件について直接的な対象ではない。しかしながら、準用し指導・監督することはないとする見解の自治体もあれば、準用する又は検討中という自治体もあるともいわれており、今後の軽費・ケアハウス利用者の受入れ対応に混乱が生じることが懸念される。

また、軽費・ケアハウスの約2割の施設では、介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護の指定を受けており、介護保険法対象者への対応も求められるため、利用者への対応に差異が生ずるようなことも老人福祉施設として防がなければならない。そのため、軽費・ケアハウスにおける身元保証人等の現況を把握することが不可欠であると考えた。

一方超高齢社会化が進む中で、高齢者の権利を守りながら、改正社会福祉法が求める地域から信頼される施設経営を如何にするかが軽費老人ホーム・ケアハウスの課題となっている。

全国軽費老人ホーム協議会調査研究委員会では、以上をふまえ軽費・ケアハウスにおける身元保証人等の現状や施設の考え方や問題意識を明らかにする調査を行い、実態を分析することによって、今後私たちが取り組むべき課題を明らかにし、必要があれば、行政その他の関係機関等に対応を求めることとした。

## 2. 調査対象施設

調査対象施設は、全国の一般社団法人全国軽費老人ホーム協議会社員施設とする。

## 3. 調査方法

アンケート調査票をメールにて配布。FAX又はメールにて回答。

## 4. 調査実施期間

平成29年10月 3日配布

平成29年10月17日回収

## 5. 回収率

社員施設数	回収施設数	回収率
506	324	64.0%

## 6. その他①（倫理的配慮）

本調査の実施にあたっては、「個人情報保護法」に則り、回答された情報等は全て統計的な処理を行い、個人の施設情報が特定できないように処理した。

その他②（表記について）

本調査報告書の記述のなかで、軽費老人ホーム・ケアハウス利用者の「入居(者)」や「入所(者)」に関わる記述は、老人福祉法や基準省令の「入所」表記に準拠統一した。ただし、調査アンケートに寄せられた回答記述は、記述のままに「入居」「入所」を表記している。

## II 調査研究結果

### 1. 調査施設の概要

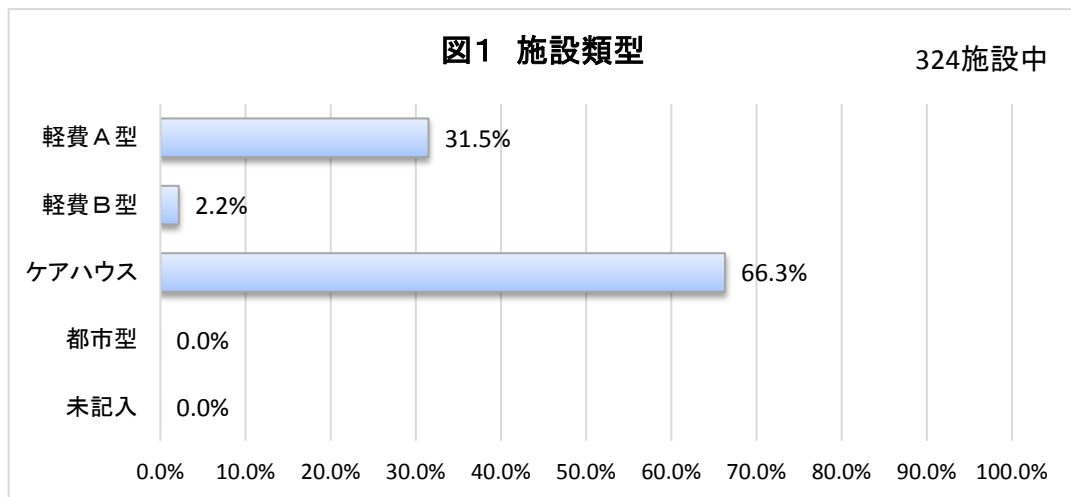
#### (1) 施設種別

##### ① 類型

施設類型は「ケアハウス」215施設、66.3%が最も多く、次いで「A型」102施設 31.5%、「B型」7施設 2.2%の順で「都市型」はなかった。

表1 施設類型

	A型	B型	ケアハウス	都市型	未記入	総数
件数	102	7	215	0	0	324
率(%)	31.5%	2.2%	66.3%	0.0%	0.0%	100.0%

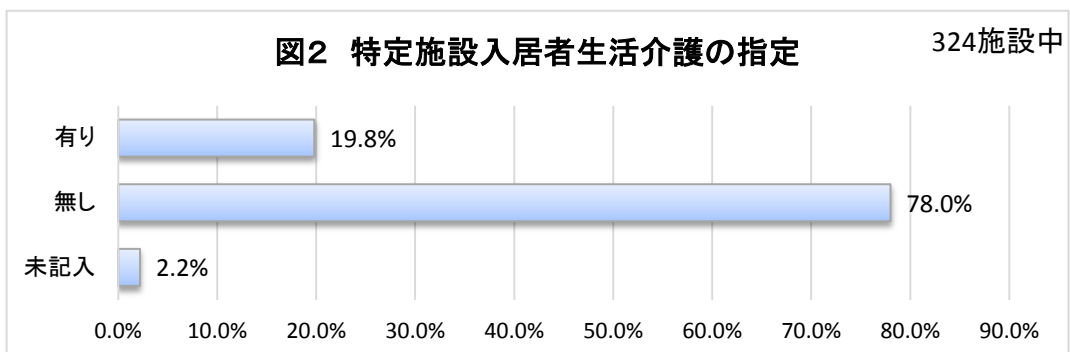


##### ② 特定施設入居者生活介護指定

特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設は64施設、19.8%約2割で、指定を受けていない施設は253施設、78.0%約8割であった。

表2 特定施設入居者生活介護の指定

	有	無	未記入	総数
件数	64	253	7	324
率(%)	19.8%	78.0%	2.2%	100.0%

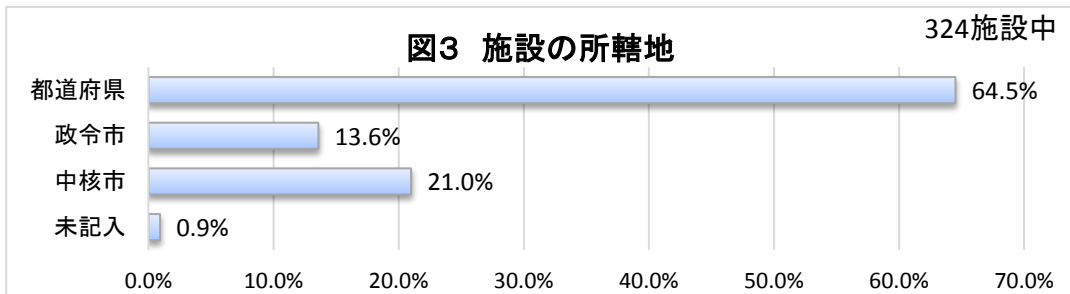


(2) 施設の所轄地

半数が「都道府県」の64.5%、「政令市」13.6%、「中核市」21.0%であった。

表3 施設の所轄地

	都道府県	政令市	中核市	未記入	総数
件数	209	44	68	3	324
率(%)	64.5%	13.6%	21.0%	0.9%	100.0%



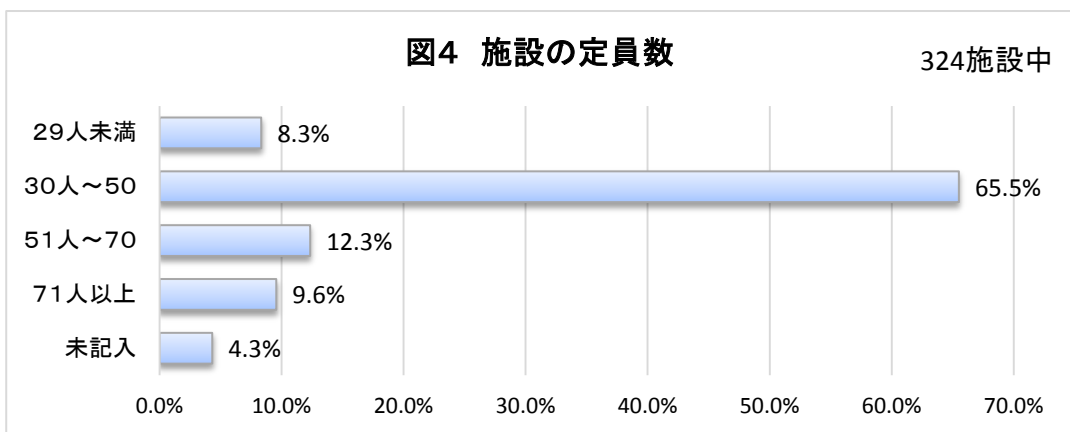
(3) 施設の定員数

施設の規模(定員数)では、「30～50人」が一番多く65.5%、次いで「51～70人」の12.3%で、「71人以上」は9.6%、「29人未満」8.3%とほぼ同数だった。

また定員数は15人から200人と幅が広がった。

表4 施設の定員数

	29人未満	30人～50	51人～70	71人以上	未記入	総数
件数	27	212	40	31	14	324
率(%)	8.3%	65.5%	12.3%	9.6%	4.3%	100.0%



(4) 在籍人数(平成29年4月1日)

在籍人数は15,197人入所率は95.3%であった。

表5 入所率

	定員数総計	入所総計
件数	15,939	15,197
率(%)	100%	95.3%

※ 入所率 = 入所総計/定員数総数

## 2. 身元保証人等に係る情報について

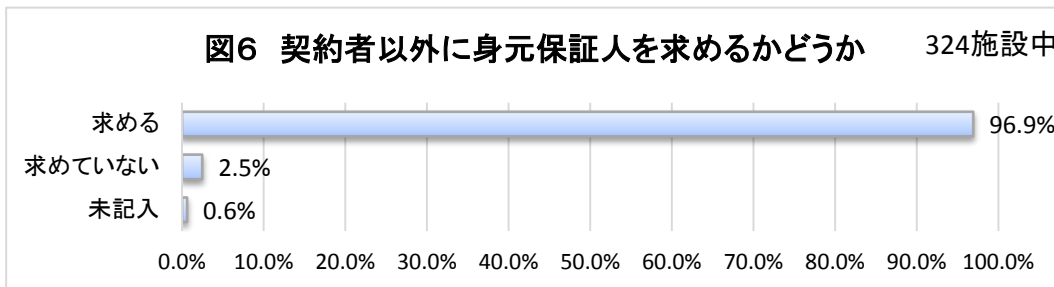
### (1) 契約者以外に身元保証人等を求めているか

契約時に契約者以外に身元保証人等を求めているかを尋ねたところほとんどの施設、314施設 96.9%が求めている。

求めていないと回答したのは、わずか8施設 2.5%だった。

表6 契約者以外に身元保証人を求めるかどうか

	求める	求めない	未記入	総数
件数	314	8	2	324
率(%)	96.9%	2.5%	0.6%	100.0%



### (2) 身元保証人等の求めをどのように定めているか(複数回答あり)

身元保証人等の必要についてどの書面に定めているかを尋ねた。

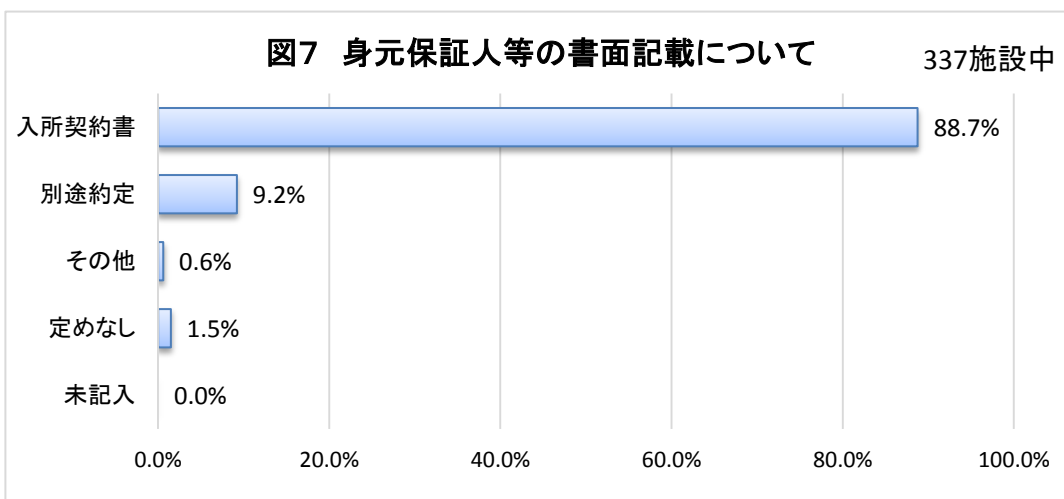
「入所契約書」が299施設、88.7%約9割、「別途約定」31施設、9.2%、「その他」5施設1.5%、「定めなし」2施設 0.6%であった。

尚、入所契約書と別途約定に記載している施設がある為総数は回答施設数を上回る。

※「その他」の記述は「Ⅲ(1)記述に関する調査研究結果」P15参照

表7 身元保証人等の書面記載について

	入所契約書	別途約定	その他	定めなし	未記入	総数
件数	299	31	5	2	0	337
率(%)	88.7%	9.2%	1.5%	0.6%	0.0%	100.0%





(3) 入所に際して身元保証人が不在の時どのように判断されているかを尋ねた

入所に際して身元保証人がいない場合、契約するかどうかを尋ねたところ、「契約をしない」が140施設、42%約4割、「不在のまま契約」をする施設が35施設、10.5%約1割だった。

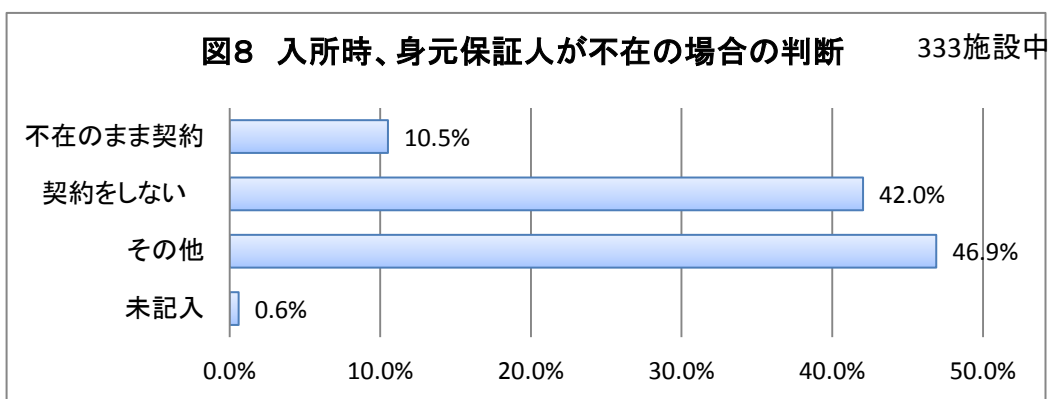
「その他」としてあげられていたのは「後見人や保証会社等の利用といった何らかの形で保証人をつけてもらう事で入所を受け入れる」156施設、46.9%約半数あった。

尚、複数回答の施設がある為総施設数は回答施設数を上回る。

※「その他」の記述は「Ⅲ(2)記述に関する調査研究結果」P15参照

表8 入所時、身元保証人不在の場合の判断

	不在のまま契約	契約をしない	その他	未記入	総数
件数	35	140	156	2	3,996
率(%)	10.5%	42.0%	46.9%	0.6%	100.0%



(4) 入所中の利用者の身元保証人が不在になり、代替者が確保できない場合の対応について尋ねた。

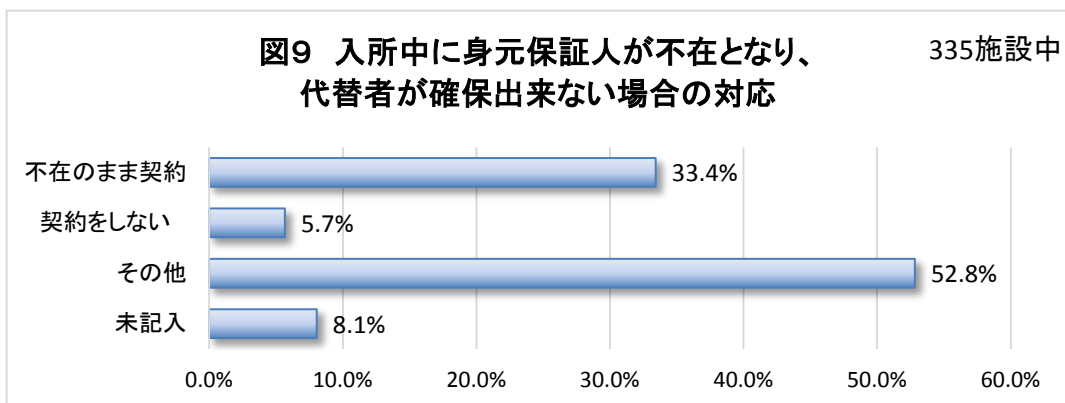
入所中の利用者の身元保証人が不在となった場合については、「不在のまま入所を継続する」112施設、33.4%約3割、「入所契約を解除する」が19施設、5.7%であった。

「その他」として主に上げられていたのは「後見人や保証協会等により入所を受ける」117施設、52.8%約半数であった。

※「その他」の記述は「Ⅲ(3)記述に関する調査研究結果」P15参照

表9 身元保証人が不在となり代替者が確保出来ない場合の対応

	不在のまま入所継続	入所契約を解除する	その他	未記入	総数
件数	112	19	177	27	335
率(%)	33.4%	5.7%	52.8%	8.1%	100.0%



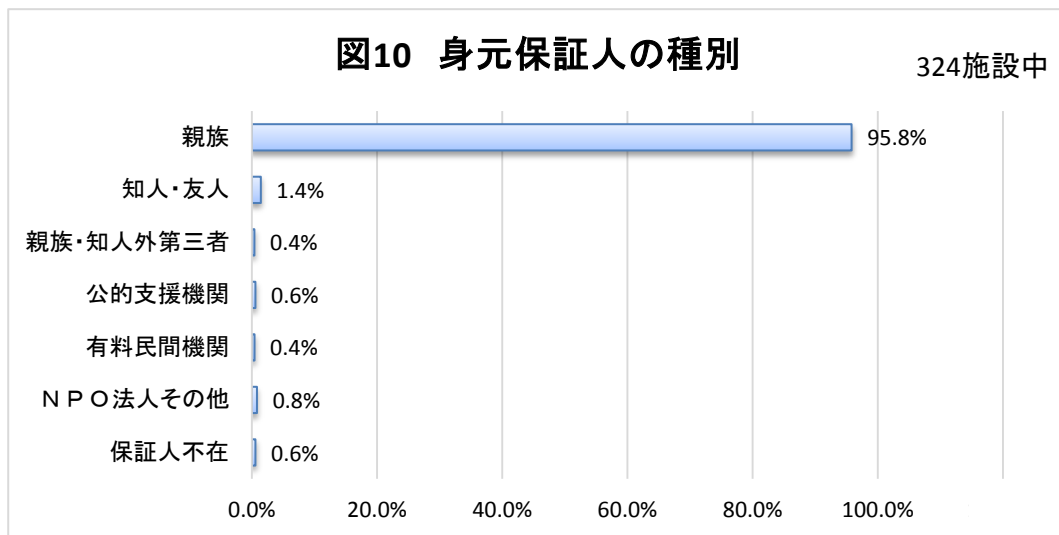
(5) 身元保証人の種別について平成29年 4月 1日時点で尋ねた。

身元保証人の種別については、「親族」がほとんどで15,391人、95.8%であった。「知人・友人」228人、1.4%、「NPO法人・その他」139件 0.8%、「公的支援機関」89件 0.6%、「有料民間機関」66件 0.4%、「親族・知人以外の第三者」63人0.4%、「保証人不在」は89件 0.6% だった。

身元保証人に親族がほとんどであることについては、従来身元保証人には親族が求められていることが影響していると思われる。

表10 身元保証人の種別(平成29年4月1日時点)

	親族	知人・友人	親族・知人 以外第三者	公的支援 機関	有料民間 機関	NPO法人 その他	保証人不在	合計
件数	15,391	228	63	89	66	139	89	16,065
率(%)	95.8%	1.4%	0.4%	0.6%	0.4%	0.8%	0.6%	100.0%



(6) 身元保証人に求める役割や事項について、「経済」「医療」「契約」「その他」の4つの項目をどのように求めているかを尋ねた。集計にあたり、書面に明記していない場合は口頭で説明していると解釈した。

① < 経済関連 >

経済関連の項目を「身元保証人等に求めている」と「契約書に明記している」かどうかを尋ねると、「利用料の支払い保証」については口頭で求めている施設が91.7%であった。

それを契約書に記載している施設は85.5%であった。

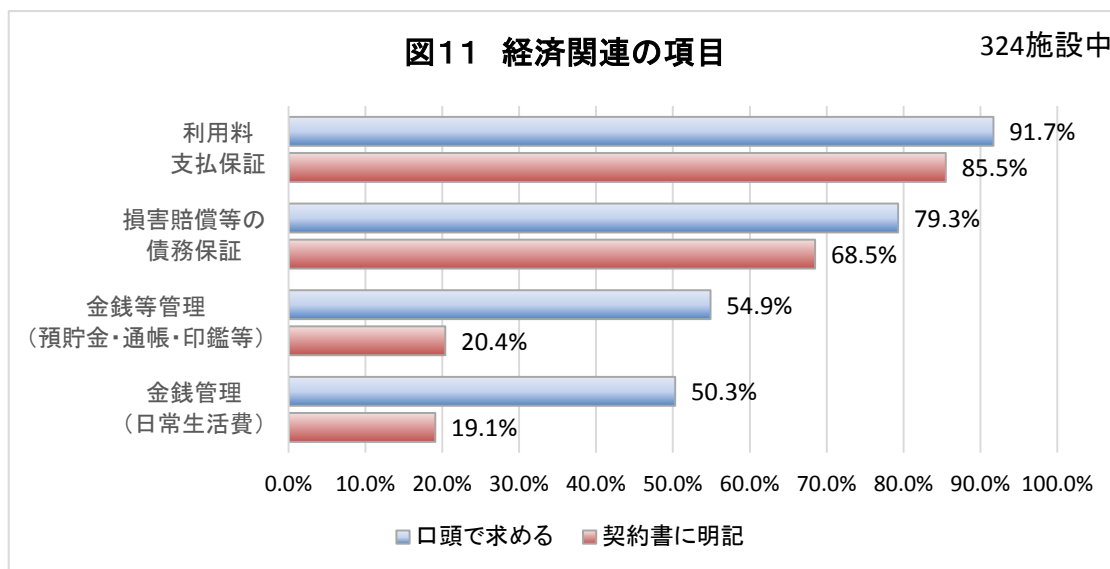
「損害賠償等の債務保証」は施設の79.3%が身元保証人へ口頭で求めていたが、それを契約書には明記している施設は68.5%であった。

「預金・通帳・印鑑等」の管理については54.9%の施設が保証人に口頭で管理を求めていたが、それを契約書に明記していたのは20.4%約2割であった。

「日常生活費を含めた金銭管理」についても50.3%約半数の施設が保証人へ口頭で求めていたが、契約書に明記していたのは19.1%2割弱であった。

表11 経済関連の項目

求める内容を口頭で説明する		比率(%)	契約書等に明記する		比率(%)
①	利用料支払保証	91.7%	①	利用料支払保証	85.5%
②	損害賠償等の債務保証	79.3%	②	損害賠償等の債務保証	68.5%
③	金銭等管理(預貯金・通帳・印鑑等)	54.9%	③	金銭等管理(預貯金・通帳・印鑑等)	20.4%
④	金銭管理(日常生活費)	50.3%	④	金銭管理(日常生活費)	19.1%



② < 医療関連 >

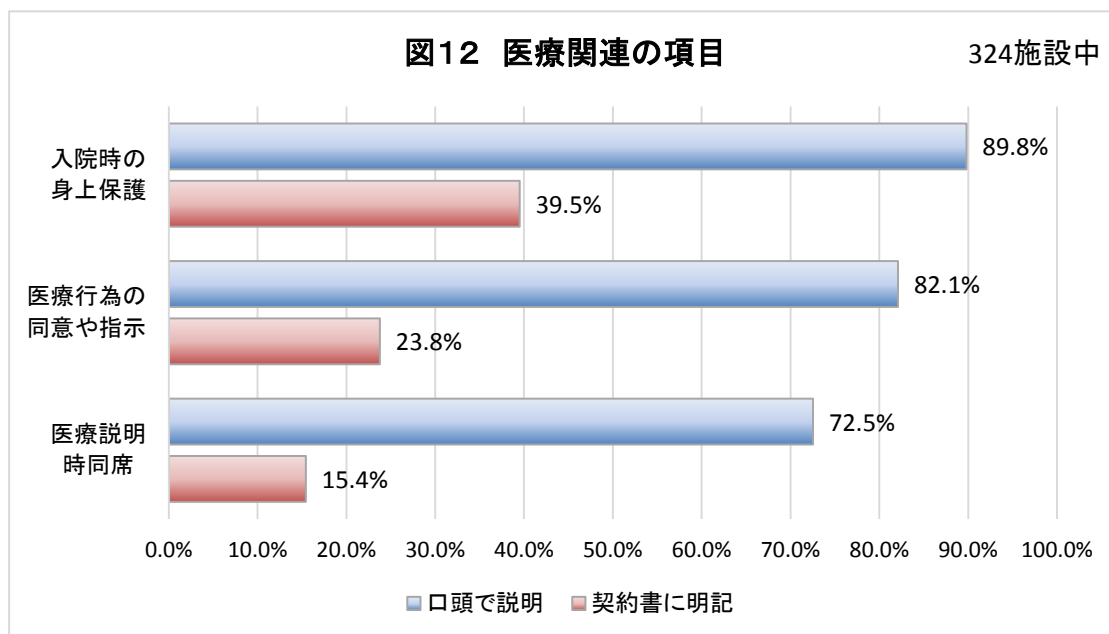
医療関連の項目を口頭で「身元保証人に求めている」と「その求めを契約書に明記している」かどうかを尋ねると、「入院時の身上保護」については89.8%約9割の施設が口頭で求めているが、それを契約書に明記している施設は39.5%約4割であった。

「医療行為の同意・指示」は82.1%約8割の施設が身元保証人へ口頭で求めているが、契約書に明記していたのは23.8%約2割だった。

医師からの「医療説明時の同席」について72.5%約7割の施設が身元保証人に口頭で求めているが、契約書に明記している施設はわずか15.4%であった。

表12 医療関連の項目

求める内容を口頭で説明する		比率(%)	契約書等に明記する		比率(%)
①	入院時の身上保護	89.8%	①	入院時の身上保護	39.5%
②	医療行為の同意や指示	82.1%	②	医療行為の同意や指示	23.8%
③	医療説明時同席	72.5%	③	医療説明時同席	15.4%



③ 契約関連

契約関連の項目を口頭で「身元保証人に求めている」と「その求めを契約書に明記している」かどうかを尋ねた。サービスを受けるにあたって「サービス契約等事務・同意を口頭で説明している施設は83%約8割であったが、それを契約書に明記しているのは55.9%であった。

退去時(契約終了時)の身柄引き取りは、口頭で88.3%の施設が説明していたが、契約書に明記している施設は78.4%

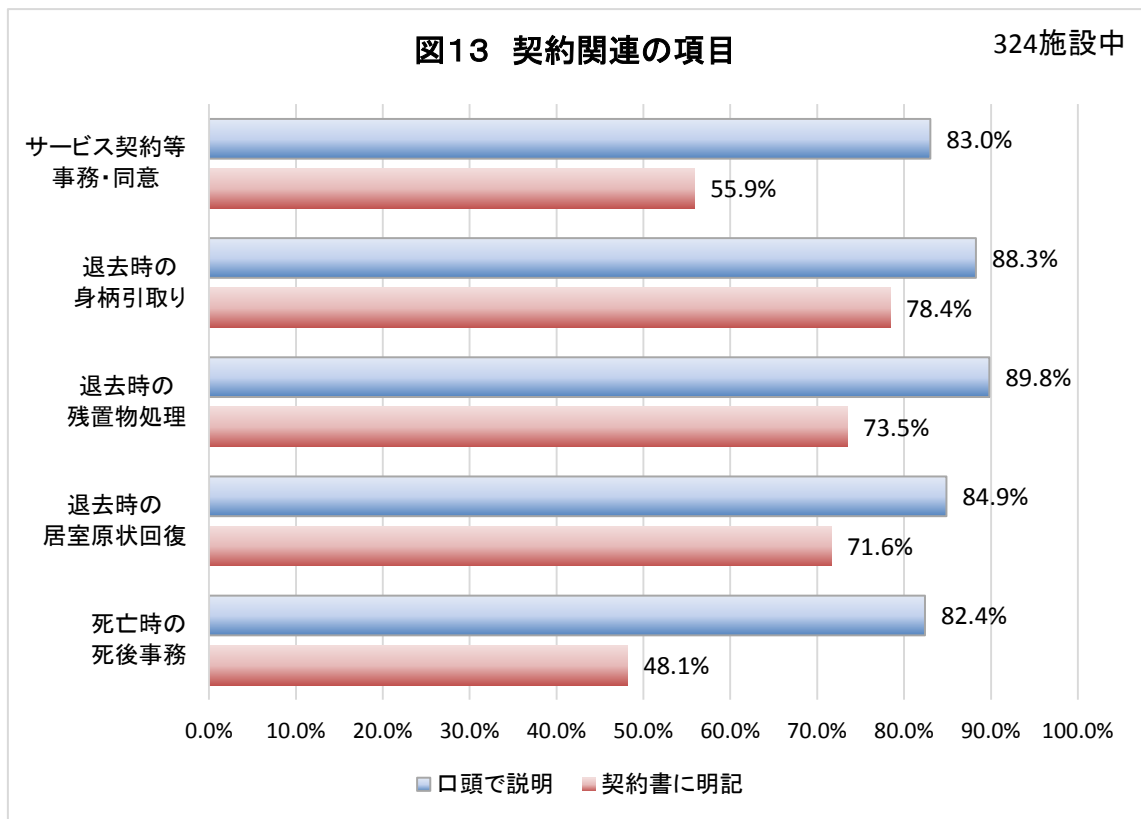
退去時(契約終了時)の残置物処理は、口頭で89.8%の施設が説明していたが、契約書に明記している施設は73.5%

退去時(契約終了時)の居室の現状回復は、口頭で84.9%の施設が説明していたが、契約書に明記している施設は71.6%

死亡時の死後事務に関しては、口頭で82.4%の施設が説明していたが、それを契約書に明記している施設は、48.1%であった。

表13 契約関連の項目

求める内容を口頭で説明する		比率(%)	契約書等に明記する		比率(%)
①	サービス契約等事務・同意	83.0%	①	サービス契約等事務・同意	55.9%
②	退去(契約終了)時の身柄引き取り	88.3%	②	退去(契約終了)時の身柄引き取り	78.4%
③	退去(契約終了)時の残置物処理	89.8%	③	退去(契約終了)時の残置物処理	73.5%
④	退去(契約終了)時の居室原状回復	84.9%	④	退去(契約終了)時の居室原状回復	71.6%
⑤	死亡時の死後事務	82.4%	⑤	死亡時の死後事務	48.1%



④ その他

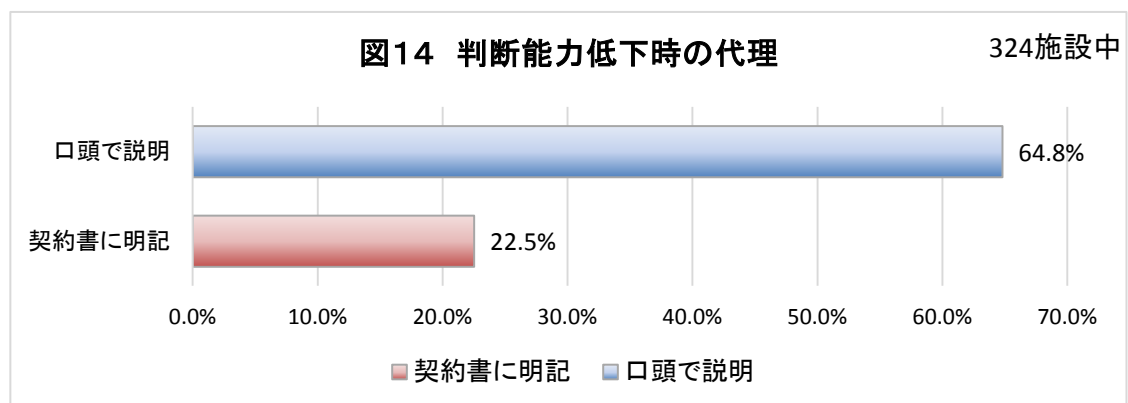
判断能力低下時の上記記載等代理

利用者が入所した後に、判断能力が低下した場合など、様々な時において記載(署名・契約等)の代理を説明しているか尋ねたところ、64.8%約6割の施設が口頭で説明していたが、契約書に明記している施設は22.5%約2割の施設であった。

表14 入所後判断能力低下時の記載等代理

求める内容を口頭で説明する	比率(%)	契約書等に明記する	比率(%)
① 判断能力低下時の上記記載等代理	64.8%	① 判断能力低下時の上記記載等代理	22.5%

図14 入所後判断能力低下時の記載等代理

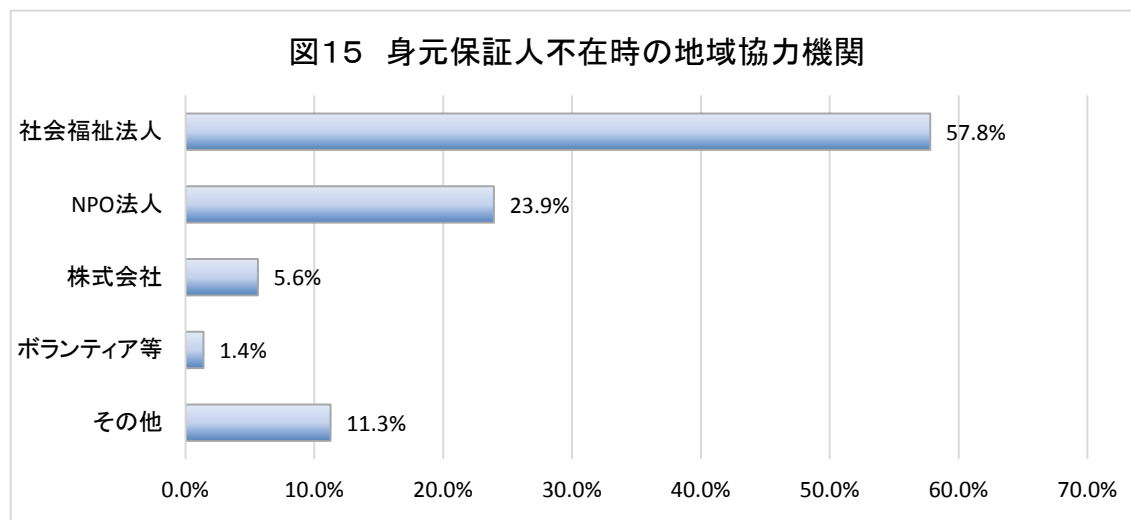


- (7) 身元保証人が不在の場合の対処について、地域の協力機関などの協力を得て対応しているかどうかを尋ねた。

回答のあった全324施設中、地域協力機関を利用している施設は全体の21.9%だった。その内訳は「社会福祉法人」が57.8%、「NPO法人」23.9%でこの2つで依頼数の8割を占めていた。以下「株式会社」5.6%、「ボランティア」1.4%、「その他」11.3%であった。

表15 身元保証人不在時の地域協力機関

	社会福祉法人	NPO法人	株式会社	ボランティア等	その他	総数
件数	41	17	4	1	8	71
率(%)	57.8%	23.9%	5.6%	1.4%	11.3%	100.0%

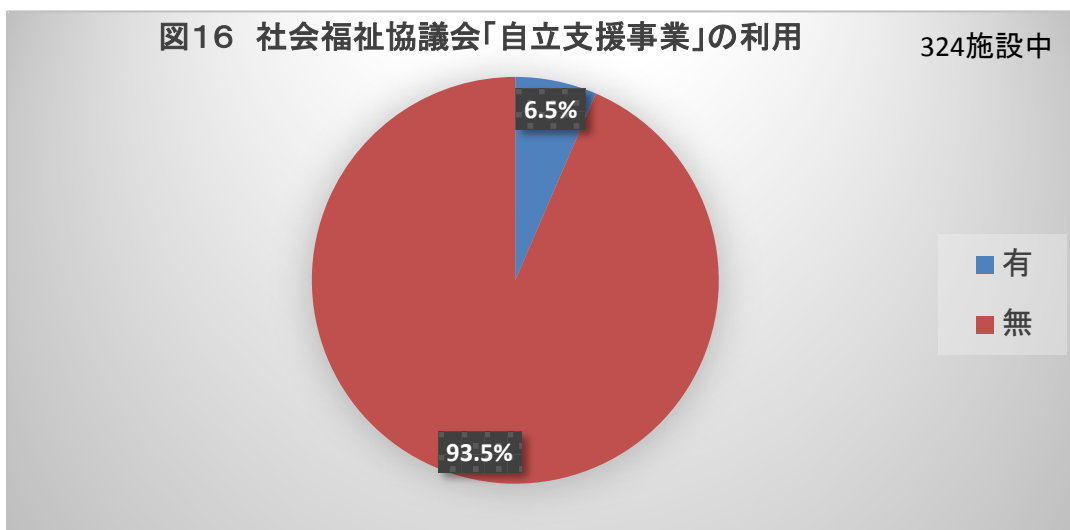


- (8) 前問の「身元保証人が不在の場合の対処方法として地域の協力機関などの協力」の中で地域の社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」のサービスを利用しているかどうかを尋ねた。

社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」のサービスを利用したのはわずか6.5%の施設であった。

表16 日常生活自立支援事業サービスの利用

	有	無	総数
件数	21	303	324
率(%)	6.5%	93.5%	100.0%

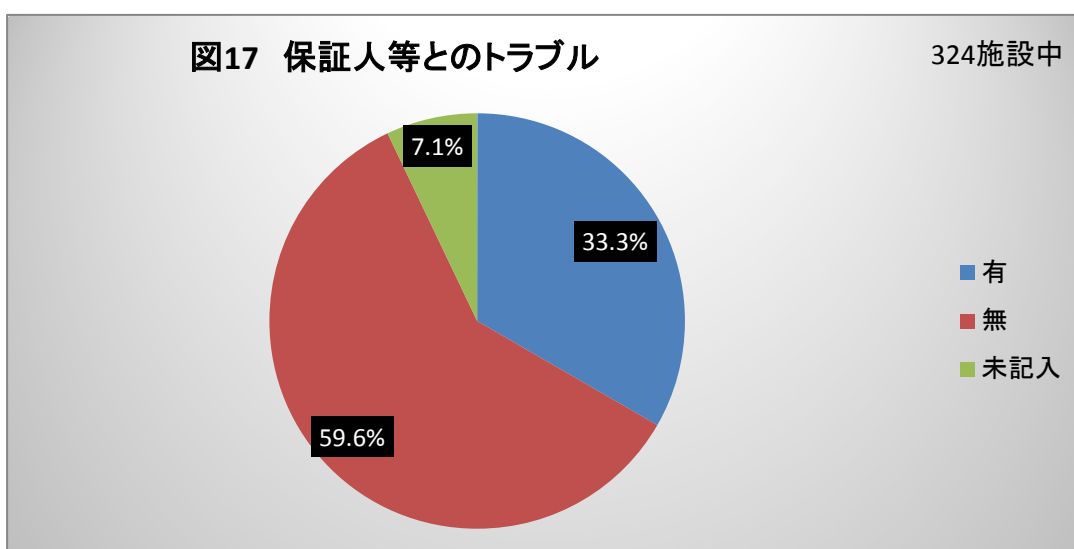


(9)-① 平成24年4月から平成29年3月までの5か年間に身元保証人等との間でトラブルや困ったことがあったかどうかを尋ねた。

193施設59.6%約6割にはトラブル等、困ったケースは見られなかったが、108施設33.3%約3割にはトラブル等があった。

表17 保証人等とのトラブル

	有	無	未記入	総数
件数	108	193	23	324
率(%)	33.3%	59.6%	7.1%	100.0%



(9)-② 身元保証人等とのトラブルに関する記述の傾向

※ 一部重複回答有

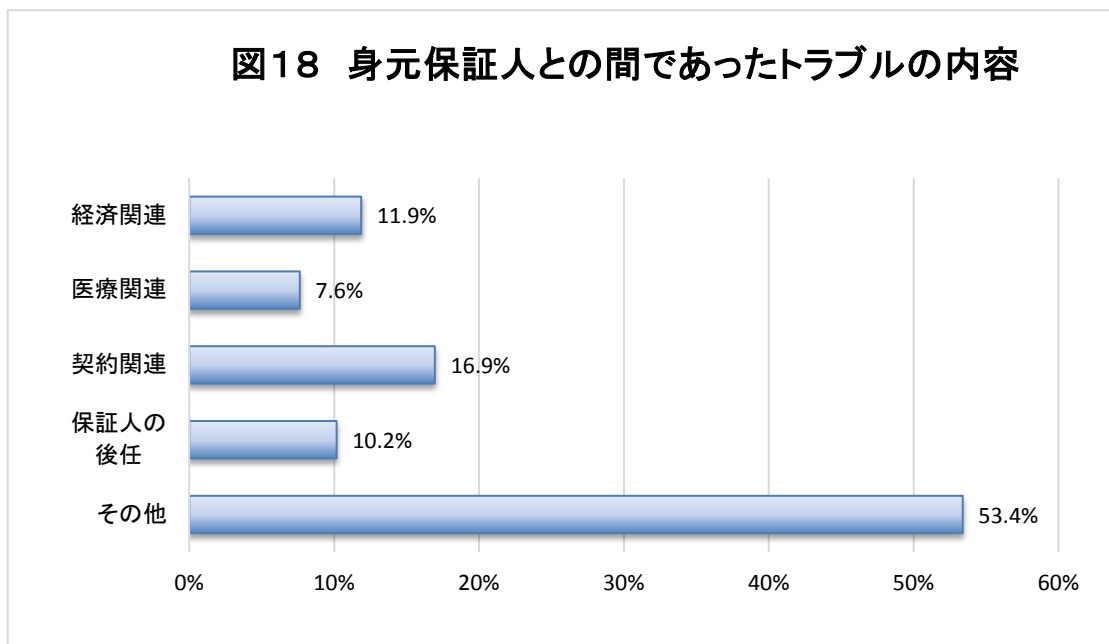
身元保証人との間であったトラブルの内容について差し支えない範囲で尋ねた。

契約関連が16.9%で一番多く、次いで経済関連の11.9%、保証人の後任の10.2%、医療関係7.6%であった。

※詳細はⅢ(4) P16～28参照

表18 トラブル内容の傾向

経済関連	医療関連	契約関連	保証人の後任	その他	計
14	9	20	12	63	118
11.9%	7.6%	16.9%	10.2%	53.4%	100.0%



3. 身元保証人等に係る問題等について、あるいは幅広く軽費老人ホーム・ケアハウスのサービス利用運営に係わる意見等を尋ねた。

全部で109件の回答があり、内容を要約すると以下ようになった。

※詳細はⅢ(5)P29～39参照

表19 身元保証人等に係わる問題、その他軽費ケアハウスの運営等への自由記述

①保証人は無しでよし	②保証人は必要	③保証人に対する施設の姿勢	④質問	⑤社会福祉法人の責務	⑥行政への希望
3	36	4	8	11	30
2.7%	33.0%	3.6%	7.3%	10.0%	27.5%

⑦その他の課題	⑧医療同意	⑨成年後見制度	⑩死後事務	計
9	4	3	1	109
8.2%	3.6%	2.7%	1.4%	100.0%



多い順に「保証人は必要」36件、33.0%「行政への希望」30件 27.5%、「社会福祉法人の責務」11件 10.0%、「その他の課題」9件8.2%、「質問・要望等」8件 7.3%、「保証人に対する施設の姿勢」「医療同意」4件3.6%、「保証人は無しでよし」「成年後見制度」3件2.7%、「死後事務」1件1.4%となっていた。

① 「保証人は無くてもよい」の例

- ・ 当面元気で金銭面に問題がなければ、入居後ゆっくり相談してゆくスタイルも必要になる。
- ・ これまでの経験上、身元保証人が不在であっても可能。ただし、医療機関で家族の意向は判断を強く求められる為、施設嘱託医や協力医療機関との綿密な関係づくりが必要。
- ・ 医療・他施設への移行、死亡時の火葬等の課題に解決できる方法があれば可能。

② 「保証人は必要」の例

- ・ 身元保証人については義務づけるべきだと思う。厚労省は、保証人がなくても入居させるよう指導しているが、現場を預かる者として、保証人がいないことのリスクは大きい。
- ・ 自立型のケアハウスの場合、介護施設と異なり、経済的・医療的・日常生活的にも身元保証人（後見人）は必須であると考える。
- ・ 終末施設ではないため、要介護状態になり介護施設へ入所となった時に保証人不在だと相談もできない。受け入れてくれる施設がないケースが多い。

③ 「保証人に対する施設の姿勢」の例

- ・ 入居時に保証人の役割の重要性をより鮮明に説明してゆく。
- ・ 親族間で意見の相違がある場合、施設はあくまでも身元保証人と相談員で交渉すべき。
- ・ 入居時、身元保証人だけでなくご本人と周辺の間人間関係も重視している。

④ 「質問・要望等」の例

- ・ 身元保証人がいない方を受け入れる際の、課題と対応について明確にマニュアル化してほしい。
- ・ 身元保証人の役割等を含めた入居契約書等のモデルを希望する。
- ・ 身元保証人に関する研修を実施して欲しい（受入事例、他機関との連携等）。

⑤ 「社会福祉法人の責務」の例

- ・ 社会福祉施設には、ある程度公的な性格をもつ身元保証を代行する福祉サービスがあっても良いのではないか。
- ・ 身元保証人が不在でも積極的に受け入れてゆくという社会福祉法人としての使命や役割を明確に果たし、差別化を図って行くことが大事。
- ・ 4年前までは家族・親族や法定後見人以外は断っていたが、民間保証会社でも入居できるように方針を転換したところ行政・地域包括からの相談が増え、入居稼働率も上がった。

⑥ 「行政への要望」の例

- ・ ケアハウス利用者の高齢化・重症かも進んでいる中で身元保証人のいない人を受入て対応を施設に求められても不安がある。専門の機関を設置するか人員配置基準の緩和を検討してほしい。
- ・ 身元保証人がいなくても入所できる補助金制度、医療的に同意が必要なことに関して法的に問題が無いような仕組みや制度を求める。
- ・ 金銭的に保証会社等のサービスを利用できない、親族に頼ることもできない方が増えてきている公的支援のサービスの充実が望まれる

⑦ 「その他の課題」の例

- 保証人は必要だが、ひとりひとり問題点が異なり前もって決めておくのはかなり難しい。
- 一般型施設であるが、平成24年度の介護保険法の改正で特養入居が制限され、低所得かつ重度の利用者を受け入れてきた。特定施設入居者生活介護への転換をしたいが行政の政策で許可が降りずに経営が困難。
- 軽費・ケアハウスは「高齢者の生活全て」をみている。介護職だけでなく高齢者に係わる職業全体の処遇がもっともっと改善されるべき。

⑧ 「医療同意」の例

- 医療機関から医療内容に関する同意を求められる事案が発生した際の対応について不安。
- 緊急搬送時、身元保証人に連絡がつかない、あるいは保証人がいない方への対応については施設が代わりに承諾書類に署名を行わずに済むよう対応してほしい。
- 医療同意があるので家族以外の身元保証人による入居契約はできない。

⑨ 「成年後見制度」の例

- 成年後見制度はあるが、後見人によりバラツキがあり身元保証人が後見人でも安心できない。
- 成年後見人の手続きの簡便化を希望。
- 市民後見人制度を活用してゆきたいが、信頼度が心配。

⑩ 「死亡事務」の例

- 入院等は施設長が対応するが、死亡時の対応が難しい。(生保の方でも火葬までは施設がしなければ市は対応しない)

### Ⅲ 記述に関する調査研究結果

- 1、 「問2の(2)身元保証人等の求めをどのように定めているか」の「その他」の記述  
5件あった。内容は次のとおり。
  - ・口頭説明にてお願いしている。緊急時の対応等にて必要。
  - ・パンフレット
  - ・事前に入所申し込み時に記入して貰う。
  - ・「身元保証書」に記載し実印にて押印している。
  - ・契約書の他に重要事項説明書

- 2、 「問2の(3)入所に際して身元保証人が不在の時どのように判断されているか」の「その他」の記述

成年後見人制度利用53施設、保証協会43施設、新たな親族・知人の選任12施設、以下NPO法人10施設、法人役員等3施設、その他14施設、市役所等に相談12施設。その他には不在時を想定した別途契約4施設であった。

成年後見制度を利用	保証協会を利用	新たな親族・知人を選任	NPO法人を利用	法人役員等	市役所等に相談	不在時を想定した別途契約
53施設	43施設	12施設	10施設	3施設	12施設	4施設

- 3、 「問2の(4)入所中の利用者の身元保証人が不在になり、代替者が確保できない場合の対応について」の「その他」の記述

保証人が不在になった時、成年後見人制度58施設、保証会社53施設、新たな親族等18施設、NPO法人8施設、法人役員等6施設、その他23施設。市役所等へ相談15施設。別途契約 3施設。

成年後見制度を利用	保証協会を利用	新たな親族・知人を選任	NPO法人を利用	法人役員等	市役所等に相談	別途契約
58施設	53施設	18施設	8施設	6施設	15施設	3施設

その他
23施設

Ⅲ-4「1. 9.2身元保証人等とのトラブル」に関する記述

	トラブルや困ったことの内容	トラブルや困ったことの解決方法や結果	今後、考えるべき課題や取り組むべき内容について
1	身元保証人から、身元保証人を止めたいという申し出があり、代わりになる保証人が不在であること。	保証人継続の依頼と代わりの保証人を探して頂くことを依頼・交渉中。	身元保証人のいない方への保証人代行サービスを提供している企業やNPO法人への資格・認可制やチェック等の法整備も必要になっていないか？
2	関わり薄い身元保証人は、身体機能低下・認知勤アプ低下で、入所継続が難しくなった場合の協力がなかなか得られないことが多い	身元保証人に再三協力をお願いしながら、ケアマネ等の協力の元、利用可能なサービスや他施設等を紹介する。その間は職員がサービスの代行をすることになる。	現在、入所時に身元保証人がいない方を受け入れた場合の具体的な対応について検討する必要がある
3	成年後見人がついていてため、身元保証人は付けずに入居した方が、施設でなくなった際、ご遺体が4～5日居室に残された状態が続いた。	上記と同様の状況下での入居の際は、口頭ではあるが成年後見人に死去後の手続きなどをしてもらうよう事前に約束してもらっている	
4	身元保証人の方へ、ご入居者様の病状や受診の付添、緊急時の対応等で連絡しても連絡が取れないことがありました	身元保証人の方も仕事をされている方もあり、仕方がないので、緊急時、救急車にて搬送等の対応時に関し、連絡が取れるよう配慮くださるようお願いしました。	ご入居者、入居を希望されている方で、未婚の方や子ども様がいらっしゃる方が増えています。しかしながら病院受診の付添や入院時のお世話など施設職員で対応できないところをサポート頂く為、兄弟様の他、甥・姪さま方のご協力をいただく方向でご説明させて頂いています。
5	施設の郵送された入居者の郵便物の紛失	施設で対応したこと ①紛失したものの確認 郵送先の問い合わせ、郵送の流れ、②家族(身元保証人)と確認の連絡 ③施設管理体制の確認 結果郵便物の再発行	契約時の重要事項を理解して頂くように、説明を十分行っている、長年の入居になる方には、重要事項の変更時にも全体を説明し、身元保証人の確認を行い、同意を得る
6	入居手続き等に協力が得られなかった	施設で対応した	
7	退去時の現状復帰に保証人が応じない・緊急入院時連絡がとれない、すぐ応じてくれない	施設の立場やルール、お預かりの契約の内容を伝え、理解を求めると。日頃から細かい事でも連絡して報告する	入居時のADLが、時代と共に悪くなってきており、地域医療との連絡は必要。職員についても施設内研修が必要
8	保証人を辞めたいとお話あり	家族間で話し合っただけ解決していただく	
9	利用料や居室の修繕費の支払いについて、入所前や退所前に説明していたがうまく伝わっておらず、中々払ってもらえなかった	身元保証人と話し合いの場を持ち、一から説明し、契約書を確認していただく	身元保証人の高齢化が進んでおり、次の保証人が見つからない人もたまたおられ、身元保証人が何らかの理由で保証人を続けることができなくなった場合とのようにするか課題
10	身元保証人である親族(姪)が通帳にあるお金を使い込み、入居料や医療費などの引き落としができなくなりました	本人と話し合い弁護士を依頼する。後見人制度を利用銀行の通帳・カードを変更。親族には弁護士から連絡していただく。遺言状を作成する	・後見人制度の携え方。高齢者の甥・姪が身元保証人で、本人に認知症が出現した場合に、どのタイミングで後見人制度を進めていくのか。・身元保証人が県外で緊急時対応できない場合
11	病気による入院手続きについて、身元保証人に依頼したが施設に入所したのだから施設にまかせ、また、家族からも保証人をする事を反対されている為、対応できないと断られてしま	ご利用者様、身元保証人、地域包括、医療機関、施設で協議した上後見人を立てて対応して	
12	実の娘より、亡くなった時に知らせしてほしい。保証人は、内縁の妻がなっている為、娘とは音信不通状態で、連絡先もわからなかった。	献体の登録をされていたので、結果娘にも連絡がいった	地域に、保証会社などの機関や相談窓口がない

	トラブルや困ったことの内容	トラブルや困ったことの解決方法や結果	今後、考えるべき課題や取り組むべき内容について
13	身元保証人がいないことで困るのは次の施設や介護事業者の契約ができない。医療機関に入院になった際入院させてもらえないことではないが、身元保証人が必ず立ってなければならぬので、結果的に施設長が身元保証人とならざるおえないこと。身元保証人が成年後見制度や自立支援事業を活用している場合、入院された際の家族同意書・サインができない。最近では柔軟な対応をして頂ける医療機関も増えたが書類記入の際に時間がとられることがある。	・軽費老人ホームは契約施設であるため、利用者が身元保証人を立てられなくなった場合は契約を解除し、退去を求めることができず、実際はどのような事例も存在しない。施設職員が関係機関に働きかけ身元保証人をたてている。現時点では身元保証を一度断った家族や親せきに再度お願いする。・自立支援事業所や成年後見制度を活用している。友人が身元保証人になることも	身元保証人がいないために受け入れ先がないといったケースが多く存在する。そのような方々には昨日今日身元保証人がいなくなったのではなく長い時間をかけて孤立してしまつた方も多く存在する。問題が表面化する前に利用者を見つけておくことができる。くりを地域レベルで構築する必要がある
14	入居者の弟が身元保証人だったが、亡くなってしまい、弟様の妻に身元保証人を依頼したが断られた	話し合いの末、保証人にはならないが ①遺体の引き受け ②預貯金の受け取り ③病院の家族同意書等の押印の3点だけはやってくれることとなり、確認書を取り交わし入居は継続することとなった	上記③④のようなケースは、施設ごとに考えて対処法を決められればよいと思います
15	保証人がいても、高齢であったり、遠方であり緊急時に対応できない	入居契約時に保証人の役割や(関わり)について説明。施設側のすることできる事について説明。既に入居済みの方については、面接時にその都度説明するなど関わりをもつようになっている	保証人になってくれる方がいない場合の受け入れについて考えていく必要性を感じている
16	入居者と保証人の関係が悪く、保証人の役割を果たさない。入院時・退所後の手続きや他施設入所後の日常生活の支援(生活用品を持っていくなど)	当施設の施設長が保証人になった	今後は保証会社等の利用を行う
17	利用者の身体機能の低下等により、他施設移行への相談の連絡をしても仕事の都合により中々来荘されない	本人の状況を詳しく伝え、話し合いの必要性を理解していただく	利用者の高齢化に伴い、身元保証人も高齢となり、早い時期からの新たな身元保証人の依頼を行う必要がある
18	入居年数が長くなるにつれ、保証人の方が亡くなられたり、高齢となり保証人が不在となる	後見人制度の利用をおすすめ、お願いするが、了承していただけないケースもあった	保証人が不在となり、他の保証人を立てる事ができない場合の対応を契約書等に具体的に盛り込む必要性を感じる
19	親族がなく、保証会社と契約していたが、保証会社が経営破たんしたため		他の保証会社と契約を行う。新たな費用と以前支払った保証料の一部が返却されなかった
20	心身の状態からケアハウスに入居し続けるのは無理だが、理解してくれない。	身体に応じた施設の紹介など粘り強く説得して理解していただいた。	介護サービスの充実。老健や特養に入れられない方の受皿になってきている。
21	退去時の居室補修(原状回復費用)について	契約書に記載しており、入居時に説明している旨をしっかりと説明し、原状回復に関わる業者は利用者側にて手配し、費用を払ったことにて解決	上記の事例以降、契約時に原状回復に関する事項についても重点的に説明を行い、原状回復をしていただく場合の規定を整備した。
22	1保証人の高齢化2非常時、連絡がつかない。3イベントへの参加者不足・面会不足	会議(ケース検討会・支援会議・職員会議)などで話し合い、対応・対処方法を検討する。現在も、上記③の1、2、3は課題である。	上記③の1,2,3は課題。保証人としての役割を再度見直し、どこまで必要なのか?を原状に合った柔軟な考え方をしていかなければならない。今後、考えるべき課題の一つである。
22			身元保証人が不在のケースで入居の問い合わせを戴くことまれにありますが、現状ではお断りしている。社会福祉法人としての責務であると監事部賀、可能性としてマンパワー不足にて対応できない事が想定される。
23	緊急時連絡が取れなかった。	電報を打つたら連絡があった。	家族とのコミュニケーションを密にする

	トラブルや困ったことの内容	トラブルや困ったことの解決方法や結果	今後、考えるべき課題や取り組むべき内容について
24	手持ちのお金がなくなり、けがをして手術となったが都合してほしいといったら断られた。	施設で貸して病院大を払った。後日返してもらった。	
25	1) 入居者と保証人のトラブルによる辞退の申し出 2) 保証人死亡 3) 保証人が保証能力喪失	1) 保証会社等のサービス利用 2) 代替者による保証人変更 3) 未解決	保証人と同等あるいは同程度の行政支援があると、入居対象が広がりがりセーフティネットとしての役割を果たす事ができる。・軽費ケアハウス職員の処遇改善(加算等)
26	入居料の未納で保証人に電話をしましたが留守で連絡が無く、書類を郵送しましたがそれでも連絡が取れない状況	入居者様、ケアマネジャー、担当職員が電話での対応。電話連絡が取れなくなり施設では自宅へ訪問し面会、年金が入金後来所しただけ約束している。	人口減少による入居者減は仕方が無いと思っております。そこで首都圏や遠方他市町村からの受入をしなければ経営できない状況に陥ると思われ、保証人制度確立が急務と存じます。どうぞよろしくご指導下さい。又、生活保護者の受入も組織として国に要望してはいいかかでしょうか。
27			身元保証人の高齢化や遠方にいるなど関わりが薄方も多く、施設で退所まで、また亡くなった時の対応が身元引き受けがなくなっても対応できるルール作りが必要
28	1) 保証人が行方不明になった 2) 保証人が利用料の支払いに応じてももらえなかった。 3) 軽費老人ホームの提供するサービスを超える要求をする人がいる。	1) 保証人と話し合いをして理解していただく。 2) 公的機関に相談する。	入居前の面接で細部にわたってサービスの内容を伝えることが重要である。
29	収入認定について、御家族より定時された関係資料を県の手引きに沿って計算した所、大幅に改算があがる事となった。正しく計算した結果であったが、保証人が納得されず、数ヶ月後ご退居となった。	県への問い合わせを行い、その旨説明をしたが、ご退居となった。	間違え混乱される方も多いため、合わせて十分に説明する必要がある。十分な説明を入れている事により、この数年は同様の問題は発生していないが、間違えたり混乱されるご家族がほとんどとなっている。
30	入院後、体調が悪化してケアハウスでの生活が難しくなり、退去することになったが、退去に当たり退去費用が高いとクレームあり。入院中の居室リバーブ料をいただく契約になっていた。	説明に納得得られず、退去費用を特別に減額した。	入居時に十分説明したつもりだったが、①入居説明時にマージン費用するなど、わかりやすくする必要もある。②入院時にリバーブ費用について説明することが重要と思います
31	1) 身元保証人が生活保護を受給しており、入居者の年金等も使い込んでいた様子で、利用料の支払いをしてもらうことが出来なかつた。 2) 入居者の事で相談しても、そちらでいいようにして下さいと言わんばかりの対応で、解決に結びつきにくい事例があった。	関係機関に相談し、多方面からの支援をしてもらい、何とか解決に至った。	①施設側が望む支援が得られにくいケースの想定される為、入居時に(またには入居前)保証人の責任義務を明確に伝える事。②日頃から入居者を通じていい関係作りを推進していく事。
32	保証人の方が自殺し、入居者の方へ身元確認や遺体引き取りなどを依頼されたが、入居者の方も生活保護受給者であり、身体機能も低下しているため、行けない出来ないお金も出せないと、ないないづくしく、行政や警察からこちらが保証人のような対応を迫られた。	保証人の方の住んでおられた行政機関へひたすらお願いし対応していただきました。	入居者だけでなく、身元保証人の方とのコミュニケーション方法、定期的な連絡方法や施設に訪問していただける取り組みの実施が必要ではないかと考えております。
33	保証人が遠方、高齢化などの理由でなかなか対応できない。	実費の訪問ヘルパーを利用し、HPの付き添いなどをしてもらった。	有料の保証人サービスも金銭的な関係で利用できない方達はどうしたらいいのか。

	トラブルや困ったことの内容	トラブルや困ったことの解決方法や結果	今後、考えるべき課題や取り組むべき内容について
34	入居される際、とあるNPO法人と保証人契約をされ、当施設の身元保証人もNPO法人により契約されたが、しばらくして入居者と身元保証人であるNPO法人の仲(関係)が悪くなり、NPO法人の方から入居者の保証人解除がなされた。当施設の身元保証人も取り消された状態となる。	状況を担当ケアマネ及び地域包括支援センターへ相談し、地域包括支援センターと入居者で話し合い、次の保証人の方を探して当施設の身元保証人と契約を行った。	①身元保証人が兄弟である場合は同じように年齢をとられ身元保証人としての役割を果たしていただけない状況となる可能性がある場合にどのような課題があるか。②身元保証人が親族でない場合に、今までの生活状況や考え方等の相違があり、施設での生活において依頼事項等がある場合、聞いていただけない状況があり身元保証人に協力が得られない場合などにより課題となる。また、保証人制度及び保証人サービス等の施設身元保証人となった場合に、色々と制約があり、十分な役割を果たしてもらえない場合もある。
35	緊急時対応(軽費入型の夜間は建物管理の宿直職員のみ)などに不在であったり、電話にでなかつたり「施設に任せている」などの対応もある。日頃の職員の間接的関係づくりにも問題あり。	施設、保証人への役割なども説明し、さらに利用者が再三、社会的更衣に反すること、徘徊などが重なり次の施設などへの転居を話しあう。	利用者がのぞむならば出来るだけ在在所の道を探りたい。そのためには職員の技能、意識向上、家族の協力(家族関係が破綻している場合はどうするか)合わせて行政施策(加配職員を認める)の改善も必要。
36			保証人や親族が少なくなり、保証人が不在となるケースも多くなると思われる。
37	身元保証人都合により、利用契約者の保証責務を辞退したいとの依頼について。	保証人変更についての要望・提案をするも、身元保証人代替は困難な状況。申出人の生活状況を総合的に勘案して身元保証人辞退の申出を受理する。	核家族化や少子高齢化により、今後、身元保証人不在での入所相談ケースが増加すると予想されます。福祉施設への入所条件に非該当である方への入所対応が課題といえます。
38	成年後見制度利用し、司法書士が金銭管理や保証人として存在したが、退所の際に身内の意向と合わず、トラブル。司法書士でありながら、感情的になりやすく相談できなかつた。	成年後見人の変更	高齢化により、体調不良・通院時の介助が必要な状態、緊急時等、家族の協力が必要。島外県外の家族が多く、協力が少ない。使えるサービスが乏しく、多様なインフォーマルサービスが必要。
39	保証人(親族)が不在で、判断力も充分にあつた方が急死したことで、通帳がすべて凍結され、誰も出金をできない状況。かつたことで施設の支払いが滞って最後は未収金のまま処理した。	保証人の方が不在の場合は、できれば施設としてある程度の額を預り金(保証金)としてお願いすることはできないか検討していきたい。	本人が生きていければ、どのような状況でも解決策はあると思うが、亡くなってしまった時はどうすることもできない現状がある。これについては、明確な解決策が見いだせていません。
40	保証人が高齢になってきたため、体調を崩して保証人の責務が難しいと相談あり。	相談していただき、甥・姪様に変更していただく。	入居者の高齢化に伴い、保証人も高齢となるため入居説明時に次の保証人対象についても話します。
41	どうしても軽費老人ホーム以外の老人ホーム等だと費用が高くなり、保証人の方が補助することになります。ADL・認知機能の低下、医療依存度が高くなり、退所を勧めるが理解してもらえない。他にも病院への付き添い等、「老人ホームなのにしてくれない」と言われることもある。	とにかく日々コミュニケーションを取り、トラブルの原因となる因子を排除していくことかと考えています。園長・相談員でためなら事務員・・・と、理解を深めていただき、トラブルを未然に防ぐ。	保証人問題や社会的孤立・・・課題は山積していますね。施設単独ではどうも解決できません。全軽協の皆様とは連携しているいろいろな教えていただきたい。社協・包括とは顔の見える関係づくりをしている。
42	入居者同士のトラブルから警察に訴えたと入居者より言うが、訴える程ではない些細な出来事なので、警察より被害届は受理できないと説明を受けても納得されず、保証人の息子さんへ訴えて説明してもらったが、息子の言う事も聞かされず、その内警察から連絡をしても留守電となり、折り返し電話もなく身元保証人としての役割を果たせない状態。入居者からも、「息子は夜勤の運輸業務にて電話するな」と言われる。	現在進行形です。被害者で被疑者の状態にて検察庁の書類送検に入居者同士が、被害者で被疑者の状態にて検察庁の書類送検になる模様。	入居時に「追荘」「やっつてはいけない」等の説明を書面に添えて口答で説明するだけだったが、この後に誓約書を取る、契約書の記載に(保証人)の具体的に表す。

	トラブルや困ったことの内容	トラブルや困ったことの解決方法や結果	今後、考えるべき課題や取り組むべき内容について
43	認知症の進行により、他入居者(特定の)を見かけると「お金を返せ！」とつかみかかかたり危険だったため、認知症対応の施設を案内したが、本人と保証人がしばらく受け入れず危険な状態が続いた。	本人・保証人・施設長・相談員が同席し話し合う。その後、保証人・理事長・施設長・相談員が同席し、保証人の訴えをお聞きする。再度、施設の考えを説明し理解していただき、会う施設へ移動された。	身元保証人不在の方の受け入れについて、当法人内での考えを確立し対応していくことが必要と思われる。後見人制度やNPO法人との契約等について学び、安心できる保証人内容であれば入居契約してもよいのではとの考えがある。
44	利用者の重度化に伴い、通院の付き添い等、生活の維持のため身元引受人の役割はますます大きくなってきている。しかしながら身元引受人自身の高齢化により、期待される機能を果たせなくなったりする方が多くなってきている。	先述の通り、利用者の生活維持のための補助を身元引受人に頼るところが多いため、日頃からコミュニケーションを重視し、利用者同様に生活上の不安や相談に気軽に応じるように心がけている。また、状況によっては身元引受人の交代や代わりとなる方を準備いただくよう助言を行っている。	身元引受人の不在がネックとなり施設利用の機会を制限することのないよう保証機関等第三者機関の利用も考慮していくべきであるが、保障内容だけでは補えない生活維持のための不足を一体誰が負担するか。施設側が補うにせよ人員配置等サービスとしての提供には限界があるため、施設単独では朝夕に解決できないのが現状である。
45	入居者の体調不良時に食事の配膳等の生活支援を求められる。	契約時に、施設は日常生活上の援助は行わないことを具体例で説明し、了解を得ていることを伝え要望を拒否している。	
46	・途中で保証人が入れ替わり、退去時の修繕費を支払われないケース ・入居されてから全く面会に来られないし、電話もあまり対応されない。 ・入居時は仲が良かったが途中で中絶いされ、お互い連絡を取り合わない。	・根気強く説明し、解ってくださった場合とそのまま無視される場合があった。 ・面会に来られない方が多いので、広報紙など送付し、手紙を添える。	・保証人も兄弟姉妹だったり、甥・姪の時は高齢である場合もあり、保証人の役割ができなくなった時の対応。 ・身寄りのない方をスムーズに受け入れられるような体制づくりをしていきたい。
47	入居者様が傷病で入院になった際、身元保証人も家族も来れず、受診介助や入院準備等全てを施設職員が行わなければならなかった。また、入院手続きも依頼された。	今回の入院手続きは、病院に相談し、病院と身元保証人で郵送でやり取りをしていただく。	入居契約時に施設が対応できず、できないことをしっかりと身元保証人に伝える。
48	特になし	特になし	未婚や独り暮らしをしている高齢者が増加。その為、身寄りがいない方や保証人になられる方も高齢化され、保証人になっても移動手段がなく対応できない問題がある。 ※身寄りがおられない方に関しては「任意後見契約」を勧める。
49			ご家族様との折り合いが悪い、身寄りがいないなどで、経済的にも余裕がないという方の受け入れをどう考えるか。
50	施設側が利用者の現状を説明しても、なかなか理解してくれず、協力が得られない。その内状態が悪化することが多い。		
51			保証人がいない場合入居が不可にならないように取り組めばよいのか？
52	※文字が薄く不可読		今後身元保証人がいない方もみえると思うのでNPO法人とかの利活用になるかと思いますが収入の少ない方に関しては今後どうしたらいいか課題が残ります。



	トラブルや困ったことの内容	トラブルや困ったことの解決方法や結果	今後、考えるべき課題や取り組むべき内容について
53	入居者の病状（認知症）が急激に悪化し、他入居者と深刻なトラブルを起こしてしまつたため入居継続が困難になつた。以前から問題になつてきたが突然起こつたことで保証人の理解がなかなか得られず、対応に苦慮した。	担当ケアマネジャーや現在利用中のサービス事業者、同一法人内の別事業所と連携し、当座の受け入れ先を確保。その後、別法人の施設への長期入所が決まり、当事者全員が納得・安堵できる結果となつた。	入居者の高齢化・病状の重度化に伴い、身元保証人に求める役割も増えているが、保証人の方も高齢化し、支援できないケースも増えている。サービス利用等でどうにかできるうちは良いがそれでもダメとなつた場合の対応は介護度や経済的理由で難しい事が多い。また、入居を希望されも保証人が立てられないケースも増えている。なんとかかしたいが、一施設だけではどうにもならない。
54	自立した利用者が外出届けの提出されおらず夕食時間に気付き外出したらしいが行き先が不明で騒ぎとなつた。	しっかりと身元保証人を確保し、何かの時すぐに対応してくれるよう契約時に書面で確認する体制をとつた。	様々な方面の取り組みを検討しているが、やはり予期できない事故がある。その都度職員相互に連絡し対応策を話し合うとしておくことが必要と思われる。
55	利用者が死亡し、契約解除となつた。その利用者は利用料を滞納していたが死亡時本人には財産がなく、保証人（知人）も年金生活で、また他人に対する損害賠償責任もあつたため、滞納利用料の返済能力が無い状況である。	少額でも良いので、返済をして頂けてくれるよう話した。その後何度か利用料を納めて頂いたが、暫く納付が無く依然として、利用料未納となつている。	保証人になられる方が高齢であつたり、親族以外である方が増えてきており保証人としての責務を果たせざる方が少なくなつてきている。保証人不在の方の問い合せなども増加している。法人単独での支援は限界があり、公的な支援体制の構築が急務であると考える。
56	退去時に居室清掃を業者に委託しているが、「きれいに使用していても関わらず、費用がかかるのはおかしい」と言われたことがある。	最終的に施設負担にて対応した。	
57	病院への緊急搬送時、保証人に連絡するがつかないが、病院側から検査や処置の同意書への署名を強要された。	Dr. から保証人に直接電話をかけてもらい、検査、処置を行つたが、病院によっては電話では同意として受けてくれない病院もあり、未だ解決策は模索している状況である。	保証人がいない場合の体調不良時（当施設では認知証等の方が発熱や感染症で隔離が必要な場合、保証人の家に連れて帰つていただいたり、付き添つていただいたりしている）の対応。感染性胃腸炎やインフルエンザでも入院可能な病院があるのか。連携できるのか。
58	緊急搬送で入院になつた時、病院に行けないと断られた。入院の手続きもできず、職員が病院を離れることも出来ず、待機せざるを得なかつた。	本人が別の親族の連絡先を覚えていて、連絡を取り、来てもらえた。その親族が到着するまで職員が付き添わなければならなかつた。その職員分を補うために公休の職員を呼び出し勤務に就いた。	
59	契約者と身元保証人の関係が悪く、入居途中、身元保証人2名が辞退された。他に身元保証人となる方がおらず、不在となつた。	ケアマネジャーが本人へ情報提供し、有料保証機関のサービスを利用することとなつた。契約者が精神疾患を患つており、状態が不安定である。判断能力がつかないと状況の時に、保証機関では、本人を説得するのが困難である。介護付きの施設へ転居を勧めたが、本人が拒否。介護保険サービスで、定期巡回型サービスを利用し継続して入居している。（1日に3回支援。緊急時は専用電話で対応。）	契約者と関係性が悪かつたり、ほとんど関わりがなかつたりする親類が身元保証人となつているケースがある。また、超高齢化で身元保証人が出来る親類も高齢となつているケースも多い。身元保証人が不在で困るのは、死亡時のご遺体をどのようにするのかということであり、今後、このような時に備え、対応策を考えておくべきだと思う。
60	利用料の支払いの遅延、受診の支援が得られない	支払い方法の変更（月遅れであるが）と理解が得られる迄の説明、繰り返すことにより、何とか支払われることとなつた。	身元保証人による効力が得られない場合、成年後見制度の利用
61	入院し、利用料の一部返却が発生したケース。保証人は契約時に入院したら利用料は一切かからないと聞いた、と訴えあひながか納付してもらえなかつた。	法人の苦情相談窓口へ紹介してもらい、改めて説明の場を設け保証人にご理解頂いた。	入院時の利用料金返却について、契約時に分かりやすく説明する必要があると感じた。
62	保証人をおりたいとの申し出があつた。	説得し、引き続き保証人をしてもらっている。	低所得で後見人の報酬が払えない人への対応

	トラブルや困ったことの内容	トラブルや困ったことの解決方法や結果	今後、考えるべき課題や取り組むべき内容について
63	<p>入居者の高齢化により受診等家族(保証人)付き添いが必要なケースが多くなってきた。家族が遠方で対応できない、対応拒否されるご家族様がおられ困る。契約書では保証人対応をお願いしているのですが……。急に受診夜間等職員が手薄時の対応に困る。</p>	<p>施設出入りのヘルパー事業所へ自費での活動をお願いする。(保証人へ了承を得て連絡している)急な要望なので受けてくださる事業所を探すのが大変である。</p>	<p>お元氣な申込者の確保が課題です。要介護1~2の方の申込みが多くなってきている。特養待ちの方の申込みが多い。地域包括との連携が不可欠。</p>
64	<p>・保証人が遠方で緊急時に対応できなかつた。時間がかかった。 ・家族間の不仲により、入居に反対している息子から、深夜・早朝に電話が入る。</p>	<p>・保証人に加えて、別に緊急連絡先(緊急時対応者)を確認しておく</p>	
65	<p>1) 金銭のしはらひについて 2) 入院時の身元保証について 3) 医療行為のどういについて</p>	<p>1) 現金での支払いが出来ず、一旦施設が負担し後日利用料引き落とし口座から請求する形を取らせてもらった。 2) 入院時の病院からの書類に記入していただかず代理で施設職員が記入した。病院に説明し、治療方針等は電話していただいた。 3) 2)同様施設職員が代理で記入した。保証人も高齢の場合にはこのような状況が多々ある。</p>	<p>施設入居の際の保証人にはなるが、病院に入院された際の手続き等までは関わらなくていいというケースも増えている。病院側からは保証人等にしか病状説明できないと言われることもあり、対応に苦慮する。</p>
66	<p>保証人である長男が知的障害(軽度)あり、入居者本人の判断能力低下に伴い生じる代理事項に助言やサポートが必要となる。</p>	<p>現在対応中事例。長男様をサポートしている方々と協力して、将来に対する安全な環境を作っていくたい。</p>	<p>保証人不在者に対する社会福祉法人としての取組が必要と思われる。</p>
67	<p>〈保証人の意識レベルと具体的な行動の低下による緊急時の対応〉 ・遠方におられる息子さんが「すぐ行けません」と来られないだけでなく、入院等にかかる判断や金銭援助に至っても「お任せします」と施設側に丸投げをする。 ・親族保証人の中には親子以外に兄弟・姉妹・甥・姪・亡くなった配偶者の兄弟姉妹・いとこなどが多く入所時の保証人という思いの方が多く、緊急時等の対応にはほとんど応じない。 ・関係機関からの経路で入所してこられた場合に、入所申込書への記名だけの保証人であって、その他の支援についてはしない、またそういう約束で保証人になったといわれ責任回避しようとする方がおられる(例えば、福祉総務課からの経路、障害関係のグループホームからの経路の場合) ・親子間(母子)でDVがあり、母親が入居しているケースで、一応入所申込み時の対応と保証人に息子がなっているが、入居以降の数年間において、こちらからの連絡に返事もなく、来園も一度もなく、日常生活から緊急時まで全て施設側で対応する。 ・上記のような、親族の保証人は47人中の15人が該当(保証人の高齢化により、保証人がとしての機能しなくなるケースは含まれておりません)</p>	<p>・成年後見人にかかると、ある程度解決するが、成年後見人にかかるタイミングによっては、施設で動かなければならぬことになり山あり。又、入居者が負債を抱えたまま亡くなるケースがある。あるケースでは債権者の痛み分けとなった。</p>	<p>・退所時の現状回復費・家財などの処分量などの費用負担が困難な方がおられ、回収に困る場合があります。これら精算費用の支払いのために経費AIにおいても、10万円程度の入居者からの預かり金を認めていただければありがたい。全国的な取扱いや運用はどのようになっているのか・・・今後保証人のない方の入居が増加することが見込まれます。無理やり保証人になっていく事による問題があるのも現状。軽費老人ホームが低所得の方の入所施設であることと同時に、障害や家族関係など重複課題を抱えられておられる方々の入所施設としての役割を果たしていくために、成年後見の申し立て手続きの煩雑性と時間がかかると同時に、簡単に低料金で出来るようになっていくのであれば対応もできやすくなる。 ・任意後見は定額ではあるが、またご自分で判断できる状態であること、その費用負担に二の足を踏まれ、利用促進が困難である。任意後見の利用が進めば、成年後見へステップを踏む時の負担がスムーズにいくのでは。 ・軽費から次の転居先を探す時も保証人は必要になるところが多く、加えて低所得の方であり、実質保証人がいない場合に、転居先(新型特養、ケアハウス、サービスマン付高齢者住宅などは、手の届かない)をさがすのが困難になってきています。</p>

トラブルや困ったことの内容	トラブルや困ったことの結果	今後、考えるべき課題や取り組むべき内容について
<p>〈病院のシステムなど〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入院時に一時金(10万円)の支払いを要求される病院がある(近隣では総合病院1件、サナトリウム1件)。一時金が払えなければ入院を拒否されることから、緊急時に施設が立替を余儀なくされます。加えて入居者の低所得、保証人の保証人としての行動規模が重なり、建て替えたお金の回収に困る事もよくある。</li> <li>入院時の手続き、入院準備、入院中の洗濯物の対応などが多く、大変であるが施設を行う。さらに困るのは、Dr.の病状説明などの要請にも応じない保証人がおられ、家族が3度にわたり説明面談をドタキャンされ、Dr.が立腹された結果、病院側から手術できないと断られ、施設が他の病院を探して、新しい病院のDr.と家族が電話で直接しゃべっていただくように橋渡しをし、何とか手術(硬膜下血腫)をしていただいた事がある。</li> </ul>		<p>そういった意味では、従来型の施設で低料金のもの(特養、軽費)を維持する事で、新たに建設などの多額な費用をかけずに、社会資源として活用していくことが重要になると思われれます。</p>
<p>〈生活保護にはかかかっていない低所得者層の抱える問題〉</p> <p>生活保護ではない低所得の入所者も多くおられる事から、入院にかかる費用(入院一時金・入院費用ほか)など今すぐの支払いがでない場合で、保証人が費用負担の援助を背景拒否されると、たちまち困る事になる。</p>	<p>A)結果として深夜までご家族を待つ。引き継ぎが出来ないと帰園できない。B)ご利用者の自由では出掛けられない状態が続く。職員についても長時間拘束される事になるが、その分の別途請求は認められていない。</p>	<p>A)ご利用者やご家族に対しては、病院側との連携を行う。時間外の対応についてはルーラル化を行う。 B)現在の職員体制では付添い等はできないが、ご家族の側にもニーズはある為、通常の支援業務以外に必要な部分に関してはオプション化を行う。多様なニーズへの対応。但し定員数が多く、職員のみでできる範囲には限りがある事から、柔軟ながらも上限を設定する必要がある。</p>
<p>68</p> <p>A)病院に搬送があった際、県外のご家族が到着するまで大分時間がかかる。 B)利便性の悪い地域であり、個別の外出や通院送迎を求められる(契約上は身元保証人が対応)</p>	<p>判断能力のある間に、本人と死後の事まで取り決め、施設で担う。</p>	
<p>69</p> <p>身上監護の責務を果たさない。入院時の手続き等を行わない。死後の事務手続き、退居に伴う作業を行わない。</p>	<p>他機関(ケアマネ、行政など)と話し合いの場を持ち、交渉した。</p>	<p>定期的に身元保証人と入居者の状態や近況報告など対話(懇談会など)する場面を設ける、定期的に身元保証人の変更有無の確認を行う。</p>
<p>70</p> <p>職員の対応に不満があり抗議的なことを言ってきた。</p>	<p>当事者や関係者で話し合いを持ち納得できるよう説明をした。</p>	<p>不満や抗議にならないよう万策を講じると共に、起こった時のマネージメント力を備える。</p>
<p>71</p> <p>保証人になっからかなり時間が経過した方も高齢化し、緊急時の対応等がいざできなかつたり、その役割内容の理解も薄まっている。</p>	<p>特に対応していない</p>	<p>定期的に身元保証人への役割確認等を行い、緊急時に対応できるよう入居者の意向を含め確認し、緊急時連絡マニュアルを作成する。</p>

	トラブルや困ったことの内容	トラブルや困ったことの解決方法や結果	今後、考えるべき課題や取り組むべき内容について
72	保証人が亡くなり、他の親族で保証人を引き受けて下さる方がいなかった。	司法書士に後見人となることを依頼して保証人になっていただいた。	契約の際に保証人が高齢であれば、他の親族でその後を引き継げる方がいることを確認する。
73	入居した途端、施設に来なくなったり、連絡がつかなくなったりする場合があります。	地道に保証人と連絡を取り、良好な関係を築く。	今まで、ご家族が担ってきた事が、関係の希薄化により、対応してもらえなくなっている。 フォーマルサービス、インフォーマルサービスをつなぎたわせ諸々の課題を解決していかねばならず、施設職員にSWのスキルが求められている。
74	退居時の現状回復の拒否	話し合いで解決するしかないので、話し合いになかなか応じて貰えない。	建物の老朽化、大規模修繕の費用捻出。入居時の費用に敷金がない為、退居時の修繕費等のトラブル解消。
75	退所にかかる費用についてで、契約書に次に済む方のためにお部屋の修繕を行う義務があると記載していて、契約サインをいただいているが、いざ退所の時に納得できずご家族3兄弟で怒鳴りに来られた。	話し合いの末、結局納得してもらえず、怒りもおさまらなかった為、法人で修繕をせざるおえなかった。	ケアハウスの入退所や基本理念を分かっていたいただいた上で契約を結ぶ事。ルールはルールの為、交渉でどうにかなるものではなく、理屈を解いていただく良い関係を築いていく事。
76	2～3年に1回程度の面会がある遠方の親族が急に自分の所に連れて帰ると言い出し、状況がよく理解出来ない本人を説得し、本人の保険金等を解約してしまっった。	県へ相談し、トラブルが起きないよう最新の注意を払って下さいと助言あり。近くにお住まいのいつもお世話をしている親族の不満があったが、施設側と両親との話し合いを何回も持つことで和解決した。	契約時や、身元保証人が変更される場合は必ずどの親族が最終的に身元受入人なのかを確認し明示する。
	本人に認知症があり、介護保険における担当者会議の話し合いの中で理解出来にくい事がある。	解るまで繰り返し落ち着いた環境で話し合いを行う。	
77	形式上、身元保証人となっているが、積極的かつ具体的な協力が思うように得られず困ることがある。	何度も連絡調整を試みて介入や協力を促すよう働きかけを続け多少なりとも動いてもらうようにした。	ご自身の子供がおらず、その他親族に依頼している場合、本人任せにしてい事が多く、早めから将来、いざ何かが起こった時について双方で確認しておいて頂く事が重要であり、課題であると思う。
78	入居者死亡時、保証人及び親類が不在になった。		
79	入院時の契約を施設で行った		
80	①特養移行への考え方の相違でもめた ②非協力的		
81	身元保証人と他の親族との考え方の違いや、他の親族からの介入	身元保証人より「保証人を降りるので、他の親族に保証人を変更してくれ」と申せでがであったが、他の親族が、保証人になることを強く拒んだ。結局、現在の保証人がそのまま続けざるを得なかった。	親族同士のトラブルがある場合に、身元保証人を確保できても、難しいことがある。施設が板挟みになることがある。

	トラブルや困ったことの内容	トラブルや困ったことの解決方法や結果	今後、考えるべき課題や取り組むべき内容について
82	入居者が亡くなった際、療養中だったため治療費がかさみ利用料の滞納分が残ってしまっ。身元保証人(甥)に連絡したところ、甥が破産宣告しており徴収が困難になっている。	現在継続中	利用者の事情も多岐に渡っており、なるべく生活困難者の受け入れを心がけているが、そのことが施設運営に影響を及ぼすケースが出てきている。
83	保証人と連絡がとれない。入院等医療ケア同意がとれない。	行政へ相談 万が一亡くなった場合は保護課にて葬儀執行となる。	・保証人が遠方、又は誰一人いない。 ・保証人が高齢となり、親族の協力も得られない。
84	嘱託医(本人の主治医)に対する不満を施設に訴える。	主治医の変更を勧める。	それぞれのメリット・デメリットを入居前に家族へ話をする。
85	入居時に配偶者も子もなく甥姪等の方に保障人をお願いしたがその方もなくなり今後の保障人について相談された	第2保障人のいないまま現在に至る。	入居申込時にすでに保障人になってくれる方が誰もいないという入居希望者が多く残っている。入居者減の折、施設生活に充分対応すると思われた方が保障人の問題で入居できないのを残念に思うが緊急時のことを考えると断らざるを得ないのが現状です。そのような方を救済できる方法はないものではないでしょうか
86	利用料の滞納(金銭について身元引受人が管理していた)	一年間にわたりお願いし全額お支払いをしていただいたが、その後全く連絡がない。	
87	①本人の施設での生活に問題が生じているため保証人である親族に求め、了解をされるが具体的な行動はされない。 ②本人の施設での生活に問題が生じているため保証人である親族に求め、了解をされるが具体的な行動はされない。	①養育所での本人と親族の調停②繰り返しお願いすることで対応頂けるケースが多いが、他の親族に協力を頂く事がある。	・保証人を親族で確保するのが難しいケースが多くなる事が予想されるが、地方であるため身元保証を事業とする団体もない事が課題と感ずる。
88	利用料延滞分の支払請求拒否(入居者本人との契約では金銭面については迷惑をかけないとの約束だったので身元保証人になつたと主張)	・当施設を退去し身元保証人を解除し、利用料延滞分の支払をしていただく。(当施設との契約内容を説明・納得)	・契約時に身元保証人の役割について説明をしているが経済事情等について詳細に確認が必要。
89	入居者が物忘れがひどくなり、病院受診の付添をお願いしたが断られた。 感染症(インフルエンザ)になった時、身元保証人に対応してもらえない。退去時荷物の引取りになかなか来てもらえなかった。	入居者が具合が悪くなり、ケアハウスでの生活が一時的に困難になった時、併設する特養のシヨートを利用した。	入居者の夜間急変時の対応 要介護状態になりケアハウスでの生活が困難となった時すぐ移動できる施設が経費面の上でも難しい。
90	利用料の支払い遅延	手紙や電話でのお知らせ等	
91	保証人の一人息子が亡くなられ知人が保証人が保証人となられたのだが、教年が本人様が末期がんで体調を崩された。保証人である知人の方に色々対応を求めたのだが、「そのような対応をするつもりはない」と対応を拒否された。	今回の利用者様は低所得の方で、利用料、介護サービス費、入院費が払えず、市町村に生活保護を申し込んだため、その後は生活福祉課が対応してくれることになった。	今回のケースは「生活保護受給者」ということで市役所の対応が得られたが、生活保護にあたらぬ利用者様の場合はどうなるのか? 鳥根県は高齢者の割合が高いわりに保証会社などもなく、対応が困難である。
92	身元保証人が担う部分についての、高齢や理解不足などの理由により対応ができないと言われた。	契約書を元に再度説明し、話し合いにより解決。	契約時に説明を行うが、時間の経過とともに意識が薄れるため、継続的につながりを持ってようように検討していきたい。

	トラブルや困ったことの内容	トラブルや困ったことの解決方法や結果	今後、考えるべき課題や取り組むべき内容について
93	契約者が入居料を滞納し、身元保証人も支払いに応じないまま3か月間施設に居座りをされた	説得と交渉で退去していただいたが、退去直前には職員を恐喝したり、自室を修復困難な状態にされて退去していった。	身元保証人が双方で取り交わした契約書提示においても応じない場合、入居料滞納問題の解決には裁判執行では時間と金銭負担が生じ、強引な強制退去は人権問題と非難される恐れがあるため、適切な解決方法が見いだせていない。
94	退去時の居室の原状回復について、施設と退去者の費用負担割合に納得がいかず苦情を訴えられるケースが年々増加傾向がある。	マンショントラブル事例や国土交通省のガイドラインを参考にし、根拠ある費用負担割合の説明を行い、都度対応している。	1、退去事務(居室の原状回復について) 2、退去事務に関する職員は、住建やマンション管理人などの専門的知識を有していないため、訴訟問題に発展する可能性があり、一定の知識や相談機関が必要。 (入居中は信頼関係が十分の構築できていたと思っていた保証人が、退去時には態度が豹変する場合もあり、現場職員や退去事務に関する精神的フォローも必要と考え)
95	入所期間が長くなるに従い、保証人も高齢になり、保証人を施設がサポートしなければならぬ。あるいは、先に死亡されることも多くなっている。	経済低支出や意思決定については、主体となって頂くが実務は施設で行わざるを得なく、意思決定や動きの遅い保証人の場合、対応が常識を大きくはずれは遅れてしまうことがある。	
96	身元保証人が親類でも遠い縁者である場合、身元保証人が課すべき本来の保障義務、約束事に影響を及ぼす可能性がある。	上記課題においては、身元保証人とは別に連帯保証人を依頼している。	身元引受人、身元保証人それぞれの立場で課せられた役割が異なる。将来的にもケアハウス入居契約においては本人様のことなる場合もあるため先進・柔軟な取組を勉強させていただきたい。
97	・保証人にもかかわらず何も対応してもらえない。(病院への受診や金銭面の遅れなど)	・何回も何回も根気強くお願いをし、それでもダメでしたら違う施設を紹介する。	
98	保証人が緊急時の対応をしてくれない。入居者が娘をたよって遠方へだまって行って、そのまま失そう。警察に保護されても対応せず、施設長が身柄引受に行く。	保証人に連絡をとってもとにかく電話に出ない(ナンバーが出て施設からの電話とわかるので)、勤務先にTELして、保証人本人につないでももらい、対応についての話し合いを行なう。結局 退園して自宅に連れ帰った。	
99	入居者保証人の親族(兄弟等)が年齢を重ね、介護度が付き、保証人を降りたいと意思表示している方がいる。	仮に、その方が保証人を降りると、他に保証人になってくれる方がおらず、市役所・地域包括支援センター・県社協等に相談している。入居者は自立で介護度が付いておらず、まずは介護申請の検討、将来的に成年後見制度利用等考えている。	新親入居者について、保証人には出来る限り兄弟ではなく、息子・娘等本人の子供になってもらっているが、兄弟が保証人になるケースについては、後見人等入居時に検討していく旨、説明していく。
100	利用料や、退去時おける費用等の個人負担費用の未払い。	法人顧問弁護士へ対応の依頼。	・現入居者の高齢化・介護度・認知度の重度化 ・新規入居希望者の減少・高齢化
101	遺留品を受け取ってもらえない。		身元保証人がクレーム化する場面もある。クレームの身元保証人と契約してしまった場合の対処方法について、常に考えていく必要がある。

	トラブルや困ったことの内容	トラブルや困ったことの結果	今後、考えるべき課題や取り組むべき内容について
102			身元保証人は必須にすべきで、不在の場合は、相談段階で、民間の「見守り制度」の利用、または司法書士との任意後見人契約をすすめる。
103	本人は認知能力が低下し、入所となったが息子さんが本人名義の家屋に住み、購入時のローンの残債を支払える金額を本人からもらっていないにもかかわらず支払ってなかった。あくまで名義人は本人であるため、本人あての督促や差し押さえの通知が来た。	顧問弁護士に相談しアドバイスをいただいた。	
104	1、入院時の輸血手術時の同意と亡くなられた後の葬儀納骨等の手続き	保証人以外での何あった場合の連絡先の確認。前施設長との契約で保証人なしの方が急に入院他界されたケースで、一応疎遠ではあるが、息子さんの連絡先を聞いていて入院前に連絡が取れていて結果、動いてくださった。	保証人制度を施設だけでなく、病院・市役所等も入院・亡くなった場合・葬儀・火葬等につなぐ事の出来る方法を取組むべきである。
105	原状回復費用について 保証人について	・社協に間に入って頂いて話をするが、保証人は、納得せず支払いに応じず。 ・自立的なので、完全に自立している入所者が死亡したとき保証人に連絡したいが保証人になつたり憶えがないと、契約書確認していただく、しぶしぶ承諾された。	保証人を2人つけていただいています、なかなか難しく有料機関に委ねる所が福井には無いように思います。
106			身元保証人は必須にすべきで、不在の場合は、相談段階で、民間の「見守り制度」の利用、または司法書士との任意後見人契約をすすめる。
107			関係性の薄い親戚に何かと引き受けてもらっている場合、入居者本人が保証人の負担を考慮し、施設の関係構築を控えて欲しいと申し出る
108	夫婦で入居し、夫が精神疾患があり、職員へ他利用者への暴力、威嚇、暴言等が見受けられた。当施設での生活が困難になった。当該夫婦は、再婚同士であり保証人は妻の娘であったが妻は娘が中学生の時に出ていったためか関係は希薄であった。その為、当施設での入所継続が困難になり次の行き先を決める際、非協力的で話が進まなかった。	当該夫婦を紹介した包括と個別会議を開き今後についての方向性を決めた。その結果、より親身になってくれる社会福祉士の方に後見人になってもらい、まずは精神科に入院し他施設に入所する事に決め、娘さんも了承して貰う。精神疾患等に理解ある社会福祉士の方に後見人になってもらうことにより当該夫婦、娘さんにより親密に接することが出来、最終的に娘さんとも関係を気づけた。	身寄りのない方に、本人に子供がおらず保証人が高齢の方しかない方、また子供等がいても本人との関係が希薄な方の入所希望の方が増えてきているが、現状施設としては確実な保証人が居ないと将来のことを考慮した時に受け入れが難しいときがある。保証会社等のサービスもあるが、低所得者の方の利用は現実的に困難である。今後は、そのような方を引き受けることに関しては職員の理解、また自治体等の協力が求められる。
109			延命など本人の意向より家族の意向を優先してしまいがちである。入居時あるいは元気がうちに公正証書や要望書などで本人の意向を確認しておくようにしたい。
110	1、身元保証人が高齢となり判断や来園が難しくなった。 2、保証人が遠方の為、亡くなった時の葬儀、埋葬を施設で執り行い後に来園いただいた。 3、保証人ながらも本人と疎遠関係。亡くなってからの連絡で構わないう。	1、については緊急時に動ける家族を保証人と協議した。 2、については保証人と協議し家族の納得される方法で施設で対応した。 3、について本人に関する事は保証人に報告のみとする。	入居者が高齢化しているため保証人も高齢化となっている。判断が難しい部分があり保証人の変更を促していく。家族会や施設の機関誌を発行、開催し保証人と施設の連携を図る必要がある。





Ⅲ - 5. 「問3. 身元保証人等に係る問題等について、あるいは幅広く軽費老人ホーム・ケアハウスのサービス利用や運営に係わる意見等」に関する記述

ご意見		要約
保証人は無で良い	入居当初支援者が無い場合が考えられるが当面元気で金銭面に問題がないことが証明できれば、入居後ゆっくり相談していくスタイルも必要になるかと思えます	当面元気なので入居後ゆっくり相談 現状問題なし
	これまでの経験上、ケアハウス(一般・特定)入居者については、身元保証人が不在であっても可能と思われる。ただし、医療機関では、家族の意向や判断を強く求められる為施設嘱託医師(配置医師)や協力医療機関との綿密な関係づくりが必要となる。	保証人無しでもOK、医療と綿密な関係必要
	結局は入院・特養への入所、火葬等に家族や保証人がいなくなっても、つなぐ事が出来る方法があれば色々な状況の方法も入所が可能になれると思う。	現在の課題が解決できれば保証人がいなくても可能
保証人は必要	自立型の軽費ケアハウスの場合、介護施設と異なり、経済的・医療的・日常生活的にも身元保証人(後見人)は必須であると考え	必要
	身元保証人は、入居者の対応よりも重要で、いかげんな取扱いは、施設の運営や職員の活動にも関係してくるため、しっかりと保証人の役割を説明しておくことが重要と考えている	重要事項
	名ばかりの保証人もいます。実娘ですが、「利用料の入金以外一切何もやりません」と宣言されました。	保証人が役割を果たさない
	身元保証人が遠隔地や一人しかいないという方が増えており今後、その場合の対応について明確にしていくことが必要である。	保証人が役割を果たさない
	単身で、過ごしてこられた方が増え、身内と疎遠、もしくはいないということが多くなってきたように思う。介護老人保健施設・特養の状況も変わり、自立型のケアハウスとしては難しい方も受け入れざるを得ない。90歳以上の高齢者も多く保証人の存在役割は経済的なこと以外にも大きいと思います。	自立型ケアハウス高齢化で保証人の役割増す
	身元保証人がいない入居希望者がこれから増加していくと考えられる中、どのようにして身元を保証していけばよいか。任意後見人では、入居者の身元保証人になることができないが、任意後見人しか頼ることができない入居希望者に、どう対応していけばよいか	任意後見人は保証人になれない
身元保証人の高齢化入居者と保証人の関係が良好でない場合、保証人がいても協力を得られないケースがある。自立した生活ができなくなっても介護認定3を取れない入居者、療養を要する入居者等ケアハウスでの生活が難しいケースが増えている。相談窓口が欲しい	保証人が高齢で役割を果たさない	

	ご意見	要約
保証人は必要	ケアハウスでの身元保証よりも、医療機関への入院に際して発生する諸々の手続きで、保証人が求められている事の方が重要度が高い	医療手続きで求められる
	親族がなかったり、いても遠方で関係が希薄な方も相談に来られる場合もある。利用者の兄弟であると恒例であることが多い。息子・娘さえ、書面上の保証人のような感覚でいることもある。保証人とは良い関係で利用者様のサポートしていきたいと考える	保証人が役割を理解していない
	独居世帯で身内と疎遠になっている場合 身元保証人になっていただける方がいないので入居が困難である。ケアハウス事体、最終の施設ではないので、身元保証人は必要不可欠である。	身元保証人は必要
	友人など本人の状態を把握していない方が身元保証人となり、本人の判断力が低下した場合の対応が困難。成年後見人の弁護士が基本的に金銭管理を行っており、本人の身体状況(医療・介護)への理解・専門性がないこと。	友人では保証人として対応できない。成年後見人も個人差ある
	施設として身元保証人のある方がありがたい。	意見 身元保証人が必要
	入居者が高齢になるにつれて、身元保証人になる方の年齢も上がっている為、(子供や兄弟)実質保証人で名前をもらっていても役割を果たせない方がいらっしやる。(自分も年金生活のため、金銭的な支援はできない。何かあってもすぐにかかけつけられない等)その一方で、認知症の診断を受けて入居される方も多くなっている、本人では判断できない部分も多く、保証人なしでは入居が難しい方が増えてきた。	保証人が高齢で役割を果たさない 認知症で保証人無しでは入居が難しい方が増えた
	終末施設ではない施設なので、要介護状態になり、自立支援型である当施設では対応が難しくなったり、その人にとって介護施設へ入所することがベストとなった場合に、相談する相手がない。また、身元保証人がいないと受け入れない施設のため、入居できないというケースが多い、	自立型施設なので他の施設へ移る時保証人不在だと移れない
	保証人は、必須だと考えています。しかし、上記③の1,2,3の課題があるのも現実。保証人への負担増も難しい中、施設としてどのように対処していかなくてはならないのかを、考えていかなければならない。今後を見据えた、グローバルな考え方、見解が急務だと感じている。	保証人は必要 新たなグローバルな見解が急務
	身元保証人が不在の場合、入院時の対応、急変にて死亡した場合の対応、通院、退去される場合の対応など明確な取り決めが事前に必要である。ケアハウス単独での対応はマンパワー的に難しく、社会資源やフォーマルなサービスの充実が必要であると感じる。	保証人不在時の急変等の対応など取り決めが必要 ケアハウスは職員数が少なくインフォーマルなサービスの充実が必要
最近入居希望者で「身元保証人がない」ケースが何件かあり対応に苦慮した。(受入をしたいが、何かあった時の対応を考えると・・・)今後の大きな課題となっています。	身元保証人のいない入居希望者増加	

ご意見	要約
<p>常々思うことは、病院に救急搬送された場合、病院側より「家族はまだですか？」と尋ねられ、病状や治療について施設職員には相談がない。また、入院となった場合は「大部屋にしますか？個室にしますか？」と尋ねられ金銭に関わる事なので返答ができなく、やはり身元保証人は必要であると思います。また、介護が必要となり、当施設での生活に限界がきて、適切な場所(介護施設等)に移らなければならない状況となった場合や入居者本人の理由都合により退去となり、次の生活場所に移ることになった場合など施設外が伊のお世話はできないので、後々の事も考えると、身元保証人は大切であると思います。身元保証人は、高齢者が生活する上での大切な世話人及び援助者ではないでしょうか。</p>	必要
<p>家族も高齢となり、身元保証人として不安がある。</p>	保証人高齢化で不安
<p>当施設では、身元保証人について、2名としており、入居者の子供が最も多く、次いで兄弟、姪や甥となっている。核家族化が一般化した現れと考える。現在生活保護の方も数名入居しているが、現在のところまで保証人のトラブルや確保ができないという事は無かった。今後も受け入れは増えてくると思われる。生活保護の方は比較的親族や周囲と疎遠の方も多く、保証人の確保が難しい事例も生じている事も考えられる。</p>	保証人は2名必要 生保は保証人確保困難
<p>入居者の重度化が進み、日常生活上の援助を必要とする入居者が増えている現状では、一般型ケアハウスにおいては保証人2名の保証は必要と考えます。</p>	保証人2名必要
<p>身元保証人は必要であると思うが、今後保証人がいない方が増えてくると思われるので、その方たちがスムーズに入居できるような流れが必要であると感じています。 ※ある程度の決まりがほしいと感じています。</p>	身元保証人は必要だかない方も増えてくるので対応が必要
<p>保証人の高齢化に伴い、ご利用者との繋がりが希薄になる事で、緊急時の対応が課題。</p>	緊急時の対応が課題
<p>身元保証人等なしの場合、最終的に施設が責任をとれるかどうか疑問があるので、保証人は必要と思われる。</p>	施設が責任とれないので保証人は必要
<p>入居者の自立を前提としている軽費老人ホームにおいては、職員数も限られており、身元保証人は不可欠である。このため、身元保証人法人を紹介しているが、利用料が高額であり、すべての人が利用できるわけではない。</p>	自立施設のため職員数が限られている。身元保証人法人は金銭的に利用できない人もいる
<p>成年後見制にかかる事項で、医療同意について認めてほしい。</p>	意見 成年後見制度で医療同意認めて欲しい
<p>当施設は身元保証人として三親等以内の方を2名お願いしているが、なかなか難しい方が増えてきているのが現状である。しかしながら、財産の管理や行政などの書類の手続き、医療の決定など身元保証人無しではできない。それらの位置付けが社会的に変わらない限り、終の住処ではないケアハウスとしては、今後も身元保証人の必要性はあると思われる。</p>	保証人2名の確保が困難だが必要

ご意見		要約
	今後、対応しなければならないようになっていくと思われる。	今後対応が必要
	軽費B型のため、自炊のできる元気な方が対象であり、今まで保証人等は居なければ理事長と相談の上、居ないままで利用していただいていた。 生活保護の方の家賃も保護に合わせて減額したりしている。 今後は施設を移る際などに身元引受人が必要となるので、避けては通れない問題だと思う。	B型から他の施設へ移る際に必要
	最近の傾向として保証人の役割意識が希薄になってきている。どのようにしたらもっと関心を持ってけるかが課題である。	保証人が役割意識薄くなってきている
	保証人の確保。身元保証人をしている企業もあるが金銭的問題から利用が難しい。保証人が高齢であったり遠方にいたりすると、保証人の役目を果たせない。	保証人が高齢等で役目を果たせない
	入所期間の長期化に伴い保証人も高齢化し保証人としての対応が難しくなり、新たに保証人を求める事が増えてきている。	保証人の高齢化で新たな保証人を求めることが増えている
保証人は必要	身元保証人がいない方がケアハウスを退去して、病院や介護保険施設等に移ることになった場合、保証人はどうするのか。保証人のいない入居者でアルコール依存や精神疾患等で各種のトラブル(緊急呼び出し・無断外出による行方不明等)を起こす方への対策は？ 退去の理由になるが、その方のその後の生活の場が確保できない場合はどうすべきか？ 身元保証人がいない方が死亡した場合の資産・お骨問題や利用料未払い問題	課題を抱えた利用者が退居する際の生活の場の確保について、死亡時の対応について遺骨や未払いの対応が問題
	身元保証人については、義務付けるべきだと思う。厚労省は、保証人がいなくても入居させるよう指導をしているが、現場を預かる者として、保証人がいないことのリスクは大きい。	意見 身元保証人は義務づけるべき 施設としてリスクが大きい
	入院時は必ず保証人が必要になり、手術の際は同意書もあります。一施設が生死にかかわる同意書や治療費の補償、死亡時の遺体の取り引き等を記載した書類にサインは無理だと思います。また、施設として利用料の不払いが生じたときの対応もあり、現行制度では、保証人不在の入居は困難だと思います。	医療同意、死亡時の対応等で現行制度では保証人は不可欠
	身元保証人については、義務づけるべきだと思う。厚労省は、保証人がいなくても入居をさせるように指導をしているが、現場を預かる者として保証人がいないことのリスクは大きい。	保証人は義務づけるべき 厚労省の見解は現場のリスク大

ご意見		要約
保証人に対する施設の姿勢	利用料金の支払いは絶対ですが、緊急時の対応ができない等、名ばかりの保証人にならないようにしたい。	保証人が役割果たすようにしたい
	身元保証人等も重要であるが、利用者本人の様子や性格、周辺の間人関係を判断し入居し検討している。	入居の際はご本人、身元保証人、周囲関係も見ている
	親族間でいろいろな意見があるだろうが、親族間で意見が違った場合でも、施設はあくまでも、身元保証人と相談員で、交渉していくべきだと考える。	施設は身元保証人と相談員で交渉すべき
	入居者が急病で入院する場合、また死亡する場合等、保証人に連絡してもすぐにつながらないケースがあり、今後、新規入居時に、保証人の役割の重要性をより鮮明にし説明していく。	保証人の役割を入居時に説明
質問	今後、親族がいない、音信不通という方が増えることが予想され、入院時の医療行為の同意や、公的機関やNPOとの連携、施設側の対応はどうあるべきかなど、ある程度統一された退所方法を知りたい	教えて 統一した見解
	身内のない方が増えていくことを考えると、後見人を立てる場合の費用や手続きなどわかりやすく使いやすいものにしていただきたい	教えて 後見人制度
	今後の単身者(身元引受人がない方)が増えることに対して、本人が契約できない事や財産の処分等に関するルールを示してもらいたい。	教えて 契約や財産処分のルール
	ご本人様の判断能力が低下した場合の医療行為の同意、身元保証人等がない場合は、事前にご本人様から委任を受けておく等の手段をとったとして、その有効性はいかほどあるのか。	教えて 医療同意を事前に本人からとって、委任を受けた時の法的な有効性はいかが
	現在保証人がいなかったことはないが、今後可能性は十分あるので研修などをしてほしい。	保証人の研修希望
	身元保証人の役割等を含めた、入居契約書のモデルがあれば分かりやすくて良いと思う。	保証人の役割明記した入居契約書のモデル希望
	保証人がいない方を受け入れている施設での、病院受診や入退院の手続き、死亡時の対応などを参考にしたいので、この問題に特化した研修棟があれば有難い。	医療手続き困難 身元保証人がいないケース対応に特化した研修を希望

ご意見		要約
質問	成年後見制度の申請から利用までの期間が長く、その間の入院及び手術の同意等については、家族しか手続きが出来ない場合等の不透明な部分が多い、厚労省は、保証人を必要としない見解を示しているが、各対応方法を、明白にマニュアル化等で示して頂きたいと思う。	厚生労働省は各対応マニュアル等提示を
社会福祉法人の責務	市場主義化している世の中の流れには反しますが、社会福祉施設については、ある程度公的な性格を持つ身元保証を代行する福祉サービスがあっても良いのではないかと思います。	社会福祉施設には身元保証を代行する福祉サービスがあっても良い
	民間企業による参入があるなか、逆に民間企業が保証人不在の方の受入れをしている所もあり、社会福祉法人としての役割が問われていると感じます。	社会福祉法人としての役割が問われている
	軽費は本来福祉施設であり、措置施設ではないが、利用者は必然的に福祉ニーズを持つ人たちであり、市町村担当局・地域包括センターまた社協、地域連携室等からのアウトリーチによるケースが多い。社会的孤立による保証人が得られないのは当然の事であり。あらゆる方策を駆使しても保証人が得られない場合は行政の公権による対応が必要である。市町村長、福祉事務所長、または、行政から委託された社会福祉協議会等の団体、社会福祉協議会などの職能団体など	軽費本来は福祉施設 行政の公権駆使
	自治体、地域の協力幅広いニーズに応えることを可能にし、軽費の存在意識を示していきたい。	自治体へ軽費の存在意義を示す機会
	保証人がいない方の入居相談は増えています。対象の方の意志を尊重して、遺言状を作成して頂くことや必要であれば後見人をつける等、どのようにすれば受入れができるか、考えて入居に向けて前向きに取り組んでいくことが必要だと思います。	保証人のいない入居相談は増える。施設としてどのようにしたら入居可能か前向きに取り組んでいくことが必要
	無縁社会という言葉が象徴するように、身寄りのない方、親族と疎遠する方など身元保証に関しても複雑な課題が増えると思われます。福祉施設として、身元保証人の有無によって入所者を左右することはできません。良質な代替案ができるよう整備していく必要を感じています。	福祉施設として身元保証人問題に対応
	4年前までは、家族・親族や法定後見人以外は、入居を断っていたが、身元保証人を民間保証会社で、入居できるように方針を転換したところ、行政・地域包括支援センターなどから相談件数が増加し、入居稼働率も上がった。(5~10%程度)	民間保証会社利用に方針転換で入居稼働率上がる
	保証人との関係性も希薄で、特に入居時は、自立に近い状態の場合でもある為、本人の様子がみえにくい事もあり、年数と共に虚弱していく過程で、本人の様子をわかりやすく早めに伝える様に、援助開始して行く姿勢が重要と考える。	保証人と本人の関係が希薄な時の援助姿勢

ご意見		要約
社会福祉法人の責務	世の中の変化に合わせる部分は合わせますが、軽費老人ホームが持つ良い部分は変えない努力をしたいと思います。	意見 軽費の良さを変えないで
	身元保証人が不在である場合も積極的に受け入れていくという社会福祉法人としての使命や役割を明確に果たし、差別化を図っていくことが大事な要素だと思われる。	社会福祉法人としての使命を果たし差別化を図ることが大事
	入居時には何とか保証人(実子)に来園してもらい契約を行うが、その後 連絡をしても不在で所在確認ができない。今後 ご利用者の体調の変化や生活できなくなった場合の対応が不安である。	保証人が所在不明に
行政への希望	・身元保証人の件は、低所得で身寄りのない方も安心して利用できるように自治体が積極的に関わっていただけるよう、厚労省の強い支持を求める。 ・地域包括ケア時代に向けて、軽費・ケアハウスは、今後重要な役割を担う施設となる。利用者のニーズの多様化問題、一般財源化による財政問題、施設再生産の問題社会的認知度の低さ等の課題を解決できるよう厚労省の強い支持を求める。	軽費・ケアハウスが低所得で身寄りのない方も安心して利用できるように自治体が積極的に関与するように厚労省の強い支持を求める
	法律上、身元保証人がない事を理由に、入居を拒むことはできない事になっており、それはそれで重要なことではあるが、職員の負担などを考えた際、実際に保証人が得られない場合の施設側への保証担保が不十分であるように感じる。(後見人でも範囲が限られている)	厚労省の見解は理解できるが、職員の負担、施設への保証担保が不十分
	近年、ケアハウスの利用者様の高齢化・重症化も進んでいる中で、従来の配置基準の職員数では対応が困難になってきている。しかし、施設を満床にするには対応困難なケースの方を受け入れざるを得ないのが事実である。その上に身元保証人の問題に対しても施設の対応を求められても十分な対応ができるか、施設としても不安である。行政に専門の機関を設置していただくか、施設の人員配置基準の緩和を検討していただきたい。	行政に専門機関の設置または人員配置基準の緩和を希望
	入居者の重度化が顕著であり、身元保証人もどちらかというとなかなかといたケースがあり、結局は施設での対応が困難になっているケースが多い。愛知県では、特別なサービスを実施するにあたり、県への確認が必要となるが、もう少し柔軟に対応できるように工夫をして頂きたい。	自治体へ柔軟な対応を希望
	特養の入居が要介護3以上となり、要介護1～2の人を抱えながらの運営には限界がある。要介護1でも入居できるよう要望書を提出したが、運営費の拡大など補助金を要望したい。	運営費の拡大など補助金の要望
	今後、親族の身元保証人のいない高齢者が増えることから行政として保証できる体制づくりを確立していただきたい。軽費Aが入院時の身上保護などフォローすべきではないと考える。	行政が保証する体制を確立すべき
	金銭や物の管理のトラブルの原因となる為、必ず第三者を間に入れるべきであると考えます。	金銭トラブルなどを避けるため第三者が必要

	ご意見	要約
行政への希望	今後、身内がない、保証人になってくれる人がいないという入居者は、増加すると思われるし、低所得の方達も多くなる中で受け入れも考えなくてはならない。行政との連携が重要になってくるが不安がある(補助金、利用料収入等)	保証人のいない、低所得者増加で受け入れるとき、行政からの補助金などが不安
	当園は併設の特養も無く運営的には厳しい状況である。今後は協会にも軽費の安定した経営について、行政に対して申し入れ等をお願いしたい。	単独で運営が厳しい 行政へ軽費の安定した経営について申し入れをしてほしい
	身元保証人がいない形での入所は、利用料、医療に関して同意が必要な場合等にてさまざま問題が発生すると思われるので、身元保証人がいなくても入所できる補助金制度、医療的に同意が必要なことに関して法的に問題が無いような仕組み制度があれば、軽費・ケアハウスがもっと社会的に貢献出来ると思います。現在では、施設側からすれば身元保証人がいない状況では受け入れる怖さの方が先に立ってしまう気がします。	法的な問題が解決されないと施設側は不安
	低所得者や身元保証人が不在の入居申込者が増加している。何らかに行政対応をお願いしたい。	身元保証人がいない低所得者へ行政から何らかの対応を希望
	身元保証人が不在に入居者は今までいなかったが、問い合わせで身寄りが無い高齢者から相談されることがあり、その際はNPO法人等の話しをさせて頂く。だが高齢者一人での手続きが大変なようである。身元のない高齢者が入居できるように何かに明記されれば申し込みやすいのではと思う。	身元の保証人のいない入居希望者への対応方法が一般に明記されること
	軽費老人ホームの立ち位置が曖昧となってきているのを感じる。在宅と高齢者施設等の中間に存在する施設という認識はあるが特養に入所基準変更により、転居先に選択がへって退所の際、財産の関係で選択肢が限られているケースが多い。	軽費の役割が曖昧になってきている転居先を探すのが困難
	安く早くできる保証サービスがあると良いと思います	要望 安く早くできる保証サービス
	身元引受人がない入居希望者が増えている印象があります。お金のあるなしにかかわらず、保証機関の保証が受けられると良いと思います。	身元保証人のいない入居希望者増加 お金なくても保証機関が利用できるが良い
	有料の保証人サービスも金銭的な関係で利用できない方達はどうか。	金銭的な問題で機関等の利用困難
金銭的に保証会社等のサービスを利用することも難しく、親族等に頼ることも出来ない方が増えてきていると感じます。公的支援のサービスの充実が望まれる。	公的支援サービスの充実を望む	



	ご意見	要約
行政への希望	保証会社の料金は高く、軽費A型に入居希望者にはハードルが高い。血縁的にも独り者が多くなる社会で社協などの保証人引き受け制度の拡充、もしくは施設で保証人の役割を果たせる制度拡充を。	保証機関は費用面で利用困難 社協や施設で保証人の役割を果たせる制度拡充を
	身寄りのない方が多くなっているため、社協等で後見人をお願いできればと思いますまた、状況により、市町村余連携を図りたいとも思います。	社協や行政と連携
	金銭的に余裕のある方は、様々なサービスを受けることが可能であるが、そうではない方は保証人がいない場合の情報があれば(ボランティアや低額サービス等)対応できるのではないかと思います。	金銭的に余裕がない方はボランティアや低額サービス等で対応できる
	後見人を立てるまでの時間と費用がかかり、ご利用者様の負担が大きい。また、金銭的な問題により、後見人制度や保証人会社等のサービス利用が難しい	金銭的な問題で機関等の利用困難
	独居で頼る人もなく、しかも貧困という高齢者こそがケアハウス入居の対象となるべきとは思いますが、実際に入院等の緊急時や、支払いや債務不履行、退居時の対応を考えると受け入れ自体が難しい。そこまで行かなくとも、この高齢化社会で最期まで面倒をみてくれる身元保証人を確保していくのも難しくなっていくのではないかと心配。医療行為の同意一つにしても行政や法制度の改正でなんとか対処できないのかとは思っています。	行政や法制度の改正で対応できないか
	今後益々孤立した高齢者の方が増えてきます。保証人がいなくても法的に書面等で、入居者も施設側も困らない仕組みを自治体も巻き込んで構築できればと思います。	入居者家施設の両方が困らない仕組みを自治体を巻き込んで構築
	身元保証人がいない方の保証サービスをもっとポピュラーなものにしていただけたらと思います。	保証サービスを利用しやすく
	生活の多様化で身寄りのない(所得もない)高齢者が増加すると考えるが、少数人数でも対応に苦慮している現状でもある。特に退居時には問題が表面化するため、地域行政と協働で課題に取り組める体制づくりが必要と感じている。	保証人がいない時の退居時、行政と協働で課題に取り組める体制が必要
	身元保証人がいない利用者の受入れを国は促しているが、施設の負担が非常に大きい。施設としては民間事業を利用する時、保証人の必要性を感じる。	身元保証人のいない利用者の受入れを国は促進しているが施設は負担が大きく保証人は必要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身元引受人の高齢化(責任能力)の問題(入居時に確認や定期的に確認が必要)</li> <li>・身元引受人が無い場合の入居可否も問題。厚労省の見解「引受人の有無は入居の絶対条件ではない」を入居希望者(または親族)がそれを理由に、引受人無しで入居を希望した時の対応法の問題。</li> <li>・成年後見人の身上監護の範囲の拡大(財産管理にとどまらず、生活支援の一部を成年後見人が担い、成年後見人が身元引受人と同等の役割が出来る様にするなど)</li> </ul>	厚労省の見解通り身元保証人がいない人を入居させた時の対応で法の問題がある
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証人を設けなくても利用者側、施設側ともに不利益を生じない様な法の整備が必要と考える。</li> </ul>	保証人がいなくても、利用者も施設も困らない法の整備が必要	

ご意見		要約
行政への希望	身元保証サービスを行うところが誠心誠意仕事ができるように育成する。	身元保証サービス機関の指導育成が必要
	生活困難ケースは積極的に受け入れたいと思うが、一方で施設運営も考慮しなければならない。入居料の補償制度などが欲しい。	生活困難ケースを受け入れた時の補償制度を希望
医療同意	医療機関から医療内容に関する同意を求められる事案が発生した際の対応について不安を感じる。	医療同意への対応に不安
	病院に対して、救急搬送時、保証人に連絡がつかない、あるいは保証人がいない方の対応については、施設が代わりに承諾書類に署名を行わずに済むよう対応していただきたい。	医療機関に施設が代わりに承諾書類に署名しないで済むよう対応してほしい
	ご家族による保証人としての役割が得られない場合、各種サービス・制度を積極的に利用したいが、医療機関等の対応など生活のあらゆる場面での対応が得られない。よって、ご家族以外の方による身元保証人による契約に至ることができない。	医療同意などあり家族以外の身元保証人の契約はできない
	現在、最も大変に思うことは、入院時の医療機関とのやりとりで、近隣に保証人、親族がおらず、施設が代行しようとしても受け付けてくれない。病状等に関しても全く教えてくれない。	医療同意
成年後見制度	身元引受人の方が一契約事項を守って頂けなければ契約は出来ないとします。成年後見人制度はありますが、後見人によりバラツキがあり後見人が保証人でも安心できない。	保証人や後見人安心できない
	低所得者(生活保護ではない)の住み替え先が新型のものには手が届かなく、従来型のものに限られて、従来型の維持が必要と思われる。成年後見人の手続きの簡便化。	軽費存続が必要 成年後見制度手続き簡略化を希望
	核家族化により今後ますます増えることは明らか。市民後見人制度を活用して行きたいが、信頼度が心配。親族でも実際は何も対応してくれない事もあり、また 金銭管理を頼めば採取搾取もあり、身内でも他人でもとにかく信頼できる機関や人物を望みます。	市民後見人制度なども信頼できる機関となる必要有り
死亡事務	今後 身元保証人のいない方が多くなっている現況で入院等は施設長が対応するが死亡時の対応が難しい(生保の方でも火葬までは施設がしなければ市の方は対応しない。)	保証人不在で死亡時の対応困難
その他課題	一人暮らし高齢者の増加や家族のつながりが薄くなったことが背景にあるようで、保証人を依頼しても尻込みしてしまわれる件数が増えている。その為 円滑な利用につながらないケースが多い。	人間関係が希薄になり保証人が探せず入居できないケースが多い
	入居者希望者が減ってきている。また希望されても対象にならない場合が多くある	入居者確保困難

ご意見		要約
その他 課題	山間部で持ち家が多く、利用者確保に苦慮しています。入居してもケアでの外部サービス以外の事で援助であったり、医療行為ができない仕組みもあり、まだ生活できそうな方も次の段階へ移行するケースが多くなっています。	施設機能から入居者確保困難
	施設整備にかかる費用捻出が課題。	施設整備費の経営困難
	体調不良時の救急搬送の際、職員が付き添う事は可能であるが、病院では本人の意識が無ければ、個人情報保護法の為か職員は一切関わる事ができない。(ケアハウスの認知度が低いことでもあります)また、年齢を重ねると物忘れが進行しご自身での判断ができない事項が増える為、ご相談させて頂く身元保証人は必ず必要と思われる。お一人お一人で問題点が異なり、前もって決めておく事はかなり難しいと思います。	個人情報保護や医療同意、認知症で保証人必ず必要だが個人差が大きいため前もって決めることは困難
	一般型の施設ではあるが、平成24年の介護保険法の改正に伴い、特養の利用が大幅に制限されたことにより、身元保証人の問題のみならず、低所得かつ重度の利用者の利用が増加してきた。安定した施設経営のためには重度者の受け入れも止む無しとして、体制の整備のため特定施設入居者生活介護への転換を目指し体制の整備を図ろうと努力しても、都道府県の背策により指定を受けられずにいる。因って現状において無理な形で利用者への対応を余儀なくされている。	行政の施策により経営困難
	保証人がいないことを理由に利用を断ることはできない動向に、不安と疑問。実際に医療機関で入院手続きをするのに、「施設職員」では不可、緊急搬送で付き添っても病状の説明さえ親族が同席でないと拒まれます。緊急時に保証人に連絡がつかない場合は職員が私的な時間を調整する必要がある現状です。 高齢者が抱える問題は核家族化、少子化、未婚、貧困、DV、疾病、等等。介護施設の主な課題は「介護」、軽費・ケアハウスは「生活全て」を高齢者の課題として抱えています。加えて「高齢であること」を障害とせず、生きがいを持って生活できるよう援助しています。配置基準の人数から、勤務体制によっては、職種を超えてそれらの課題に広く対応しています。介護職だけでなく、高齢者に関わる職業全体の処遇がもっともっと改善されても良いと思うのですが。高齢者を支えるのは家族だけではない社会になり私達の仕事が今の世の中の貴重な働き手を支えていると思っています。	高齢者に関わる職業全体の処遇改善あるべき
	高齢、介護増により居室へ閉じ込め	課題 高齢、介護増で居室に閉じこもり
	高齢化が進み入居者の平均年齢が80才を超えてきました。併設に有料老人ホーム(介護付き)を増築した為介護1になるとほぼ全員移動されます。ケアハウスでの居住には限界があり次の住まいの心配が大きいと思います。	ケアハウスには限界があり次の住居の心配が大きい

#### IV 調査結果の概要と考察

##### 1. 調査施設の概要

今回回答のあった324施設の累計内訳はケアハウス215施設66.3%7割弱、A型102施設31.5%約3割であった。特定施設入居者生活介護の指定を受けていたのは64施設19.8%約2割であった。今回の調査では、全指定か部分指定かについては設問にないため確認はされていない。定員数は30人～50人が最も多く、212施設65.5%、次が51人～70人40施設12.3%、入所率は全体で95.3%であった。

##### 2. 身元保証人等に係わる情報について

施設が入居契約時、入所中に身元保証人等を求めているかを尋ねたところ、契約時に契約者以外に身元保証人等を求めているのは314施設96.9%と大半であった。その求めについて入所契約書なり、別途約定に定めているところがほとんどであった。

入所に際して身元保証人がいない場合、契約するかどうかについては「契約をしない」が42.0%4割。「不在のまま契約をする」は10.5%1割であった。「後見人や保証会社等の利用といった、何らかの形で保証があれば契約をする」とした施設が46.9%で約半数あった。

入所中に身元保証人が不在になり、代替え者が確保できない場合については、「不在のまま入所を継続する」33.4%約3割、「後見人や保証会社等の利用があれば継続」52.8%で合計すると8割強の施設が契約を解除せずにいた。その一方で「契約を解除する」と答えた施設が5.7%と少ないながらも存在した。

平成29年4月1日時点での身元保証人の種別については「親族」が95.8%とほとんどで、「知人・友人」は1.4%、「公的支援機関」「NPO法人」「有料民間機関」「親族以外の第三者」は合わせてもまだ2.2%にすぎなかった。また、既にこの時点で「身元保証人がいない」が0.6%いた。

##### 3. 身元保証人に求める役割や事項について

「経済」「医療」「契約」「その他」の4項目に分け、契約書等、書面に明記しているかどうかを尋ねた。

「経済関連」では「利用料支払い保証」が口頭でも説明し、契約書等に明記している率が高かった。「金銭等管理」については口頭でも説明せず、契約書等にも記載されていない率が高かった。

「金銭等管理の役割を身元保証人に求めていない」とするとその要因は何か。考えられることとして、軽費・ケアハウスに入居される方は基本的に自立を前提としてきたため、金銭等管理ができなくなることを想定していない。または、仮に金銭管理等ができなくなっても、身元保証人に親族がなっている場合がほとんどであり、親族間の扶養義務、身内で金銭問題は解決するものという意識が社会通念としてあったことが関係していると思われる。

「医療関連」の項目では約8割は身元保証人の責務として求めているも、書面に明記している率が約2割と著しく低かった。

「契約関連」の項目では全ての項目で口頭で説明している率が高かった。これは、軽費・ケアハウスが養護老人ホームや特別養護老人ホームのように措置制度から開始された施設ではなく、始めから契約施設としてスタートしているためであろう。ただし「死亡時の死後事務」を契約書等に明記しているのは48.1%と約半数であることは、軽費・ケアハウスを「終の棲家」とするか「通過施設」とするかの位置づけが概ね半々に別れていることが伺われる。

「その他」の項目では、入所後に判断能力が低下した場合などに様々な書類に対して署名等の記載代理を身元保証人に求めているかということを探った。この事については口頭で説明しているのは64.8%で約6割、契約書等に明記しているのは22.5%で2割程と低かった。

書面に明記している率の低い項目というのは、軽費・ケアハウスの歴史的背景からも、入所者がそのような状態になることを想定してこなかった又はそのような状態になっても身元保証人が家族であれば、契約書等に記載がなくても、その責務を担うことが自明の前提としていたためと思われる。

#### 4. 身元保証人不在時の対応方法について

既に身元保証人が不在となった入所者に対して、施設が地域の協力機関などの協力を得て対応しているかどうかを探ったところ、地域の協力機関を利用していたのは全体の21.9%であった。そして、その内訳は「社会福祉法人」(社会福祉協議会、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、権利擁護センター等を運営する社会福祉法人)が57.8%、NPO法人23.9%、この両方で約8割を占めていた。

社会福祉協議会の日常生活自立生活支援サービスを利用していたのはわずか6.5%であった。利用が少ない理由については今回の調査で直接尋ねてはいないが、対象者が少ない、または対象者がいても費用等さまざまな理由で利用に至らないということが推測できる。

#### 5. 身元保証人等とのトラブルについて

平成24年4月から平成29年3月までの5カ年間に身元保証人等との間でトラブルや困ったことがあったかどうかの間には「トラブルがあった」と回答した施設は33.3% 3割であった。

トラブルの内容について差し支えない範囲で尋ねたところ、以下のようなトラブルがあり深刻さが伝わってきた。

- ①入所者の高齢化、病状、介護度に変化に伴い、身元保証人に求められる役割も増えてくるが、身元保証人も高齢化し、支援できないことが増えている。
- ②身元保証人が入所者の年金を使い込みした。
- ③身元保証人を辞退されて次の方を探せない状況にある。
- ④身元保証人が役割を理解しておらず、施設にまかせきりで連絡が付かない。
- ⑤認知症が急激に悪化し、他の入所者とのトラブルで入所継続が困難になったが、身元保証人の理解がなかなか得られず対応に苦慮した。

- ⑥夜間の病院への緊急搬送時、連絡がとれず病院側から検査や処置の合意書への署名を強要された。
- ⑦退去時の原状回復費用等について理解していただけず、払ってもらえていない。
- ⑧保証会社と契約していたが、保証会社が経営破綻した。
- ⑨NPO 法人と保証人契約をしたが、そこの関係が悪化。取り消された。
- ⑩成年後見制度を利用したが、成年後見人とトラブルがあり成年後見人を変更してもらった。
- ⑪身元保証人が自殺し、警察が入所者にその身元確認や遺体引き取りを依頼されたが、行政に頼み込んで対応してもらった。
- ⑫成年後見人がいたが、入所者が施設で無くなり遺体が4～5日居室に残された状態が続いた。

#### 6. 身元保証人等に関わる、軽費・ケアハウスの運営上の課題

今後考えるべき課題や取り組むべき内容として書かれていた主なものは以下の通り。

- ①未婚や一人暮らしをしている高齢者が増加。保証人になられる方も高齢化され移動手段がなく、対応できない問題がある。
- ②今後身元保証人がいない方が増えると思われる。入所不可にならないようにするにはどうしたら良いか。
- ③入所契約時に施設ができることと、できないことをしっかり身元保証人に伝える。
- ④保証人が不在となり、他の保証人を立てることが出来ない場合の対応を、契約書等に具体的に盛り込む必要性を感じる。
- ⑤保証人としての役割を再度見直し、どこまで必要が、現状にあった柔軟な考え方を示さなければならぬ。
- ⑥保証人代行サービスを提供している企業や NPO 法人への資格・認可制やチェック等の法整備も、必要になっているのではないか。
- ⑦施設として身元引受人がいない方を受け入れた場合の具体的な対処について検討する必要がある。

## V 調査のまとめ

今回の調査から見えてきた、軽費・ケアハウスにおける身元保証人等に関する現状の整理および今後の課題についてまとめた。

### 1) 身元保証人不在の時の契約について

入所契約時に身元保証人等を求めている施設がほとんどであり、その身元保証人は、親族であり、保証会社等を利用している入所者は少ない。入所契約時に身元保証人がいなくても、不在のまま、または後見人や保証会社等の利用があれば6割が契約可能としていた。入所中に身元保証人がなくなった場合で、代替え者が確保出来ないときでも不在のまま、または後見人や保証会社等の利用があれば8割強の施設で契約の継続が可能とされていた。

身元保証人の大半が親族であることは、民法上(民法877条)、3親等までの親族に扶養義務があるとされていることや、文化的、社会的に高齢者を家族親族が支えることを常としてきたことが影響されていると思われる。しかし最近では高齢化の進展に伴い、入所者のみならず身元保証人も高齢化してきている。医療・介護ケアの必要性の増大の課題、家族関係の希薄化による単身高齢者増加の問題、また8050問題のような、経済的、社会的課題を抱える世帯も増えているなど、社会情勢が変化している。なかなか身元保証人を探せないということが起きている。そのため施設側は後見人や保証会社等を利用することで、契約や、入所継続を可能とするケースが増えてきていると考えられる。

今後、そうしたケースに対応し、身元保証人等がいなくても安心して高齢者が施設で生活できる環境作りが求められている。そのため、調査結果で見出された身元保証人に求める事項の整理や、保証人代替えサービスの範囲や限界の整理が不可欠と考えられる。

また今までに既にトラブルが起きた施設では、身元保証人がその役割を理解できなかつたり、果たせなくなっていることに起因するもの。医療機関から施設に対して保証人に代わり医療同意を求められること。成年後見制度、保証会社等を利用しても、万全な保証とならないことなどが報告されている。こうしたトラブル事例や意見をさらに分類精査し、身元保証人が欠けた方々への受入の仕組み作りも取り組まなければならない大きな課題である。

### 2) 身元保証人に求める役割と契約書類等への記載等について

軽費・ケアハウスへの入所対象者は、自立を基本としてきた経過がある。また、身元保証人に求める役割や事項の調査結果からも明らかなように、「身元保証人は家族」を前提にし、入所契約は利用者を施設と身元保証人の双方の協働で支えることを暗黙の前提としていることが同われた。そのため、身元保証人に役割の求めがありながら、その役割について明確な定義がされず、契約等にも記載されていない結果を生んでいた。このままではトラブルが回避できない。今後、身元保証人が得られないことも想定した新たな運営規定や契約書類の作成、また、説明と同意の取り方等を検討することが課題となる。

### 3) 今後の論点

調査の自由記述の中に、医療同意に関するものがあった。医療同意については本人の判断能力がある時と、判断能力がない時ではその責任が大きく変わる。また、はたして身元保証人が本人の意思を代弁してよいものかどうか、様々な議論がされる課題である。実際、医師法では明確に医療の責任が記載されているが、個人情報保護法、民法の扶養親族の規定など法律にからむ事項もでてくる。ご本人(入所者)を守るために何が必要か。身元保証人、施設、医療機関、成年後見人、保証会社等との連携、アドバンス・ケア・プランニングの活用など、医療、介護、行政の連携しての議論などが今後国民の中で深められ、実践と議論を繰り返す中で進化してゆくことを希望する。

厚生労働省は先般、「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」を発出し、介護施設等において身元保証人がいないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱をしないように」とした。また、先行する調査「平成29年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」報告書の調査結果と内容を踏まえ、相談を受けた場合の取扱が、技術的な助言として述べていた。

しかし、各施設側が現在直面している「保証人がいないことによるトラブル、困難」をどう解決して行くかについては更なる検討が必要である。どう課題を克服してゆくか、これは単に施設側だけの議論や努力ですむ話ではない。多くの関連する機関と介護、医療、福祉の現場が共に議論して解決方法をさがしてゆくべき課題であると考え。



## 參考資料

調査票は全軽協ホームページ「お知らせ」からダウンロード可能です。

<http://www.zenkeikyo.com/>

## 軽費老人ホーム・ケアハウスにおける身元保証人等の 現状についてのアンケート調査

一般社団法人全国軽費老人ホーム協議会調査研究委員会

【問1】貴施設の概要についてお尋ねします。

(1) 貴施設の施設種別についてお答えください。

① 類型：当てはまる施設類型の□をチェックください。

a	b	c	d
<input type="checkbox"/> A型	<input type="checkbox"/> B型	<input type="checkbox"/> ケアハウス	<input type="checkbox"/> 都市型

② 特定施設入居者生活介護指定：当てはまる入力欄の□をチェックください。

a	b
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

(2) 貴施設の所轄地：当てはまる入力欄の□をチェックください。

a	b	c
<input type="checkbox"/> 都道府県	<input type="checkbox"/> 政令市	<input type="checkbox"/> 中核市

(3) 貴施設の定員数を□枠内に数値で記入ください。

定員数

<input type="text" value="人数"/>	人
---------------------------------	---

(4) 貴施設の在籍人数(平成29年4月1日)について□枠内に数値で記入ください。

在籍数

<input type="text" value="人数"/>	人
---------------------------------	---

【問2】貴施設の身元保証人等に係る情報についてお尋ねします。

(1) 貴施設では、入所契約に際して契約者以外の身元保証人等を求めていますか。○印を入力欄の□をチェックください。

a	b
<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

(2) 前問【問2】(1)で「a はい」を選ばれたとき、その求めはどのように定めていますか。当てはまる入力欄の□をチェックください。

a	b	c	d
<input type="checkbox"/> 入所契約書	<input type="checkbox"/> 別途約定	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 定めなし

「c その他」を選ばれた場合の、定めている形式や方法を□枠記述欄に記載ください。

ここをクリックしてテキストを入力してください。

【例】 口頭説明のみ等

(3) 利用者の入所に際して身元保証人が不在の時にどのように判断されますか。当てはまる記入欄の□をチェックください。

a.	b	c
<input type="checkbox"/> 不在のまま契約	<input type="checkbox"/> 契約をしない	<input type="checkbox"/> その他

「c その他」を選ばれた場合の、その方法等を□枠記述欄に記載ください。

ここをクリックしてテキストを入力してください。

【例】 保証会社等のサービスを利用してもらう

(4) 入所中の利用者の身元保証人が不在となり、代替者が確保できないときにどうされますか。当てはまる□枠欄の□をチェックください。

a.	b	c
<input type="checkbox"/> 不在のまま入所継続	<input type="checkbox"/> 入所契約を解除する	<input type="checkbox"/> その他

「c その他」を選ばれた場合の、定めている形式や方法を□枠記述欄に記載ください。

ここをクリックしてテキストを入力してください。

【例】 保証会社等のサービスを利用してもらう

(5) 平成29年4月1日時点の入所者の身元保証人について、その種別について□枠人数入力欄に人数を記入ください。

a	b	c	d	e	f	g	ttl
親族	知人・友人	親族・知人外 第三者	公的支援 機関	有料民間 機関	NPO法人 その他	保証人不在	合計
人数入力	人数入力	人数入力	人数入力	人数入力	人数入力	人数入力	人数入力

※ d. e. f. について可能であれば名称を記入ください。

d	入力してください。	入力してください。	入力してください。
---	-----------	-----------	-----------

e	入力してください。	入力してください。	入力してください。
f	入力してください。	入力してください。	入力してください。

(6) 身元保証人に求める役割や事項について、当てはまれば○印を□枠入力欄に記入ください。また、契約書等に記載明記している事項についても、同様に○印を入力欄に記入ください。また、下表のⅣ②～⑥については、追加時候があれば、項目の欄にその内容や事項を記入いたただいたうえで、入力欄に○印を記入ください。

	調査:身元保証人に求める項目	身元保証人等に求めている(○つけ)	契約書等に明記している(○つけ)
I	<経済関連>		
①	利用料支払保証	○入力	○入力
②	損害賠償等の債務保証	○入力	○入力
③	金銭等管理(預貯金・通帳・印鑑等)	○入力	○入力
④	金銭管理(日常生活費)	○入力	○入力
II	<医療関連>		
①	入院時の身上保護	○入力	○入力
②	医療行為の同意や指示	○入力	○入力
③	医療説明時同席	○入力	○入力
III	<契約関連>		
①	サービス契約等事務・同意	○入力	○入力
②	退去(契約終了)時の身柄引取り	○入力	○入力
③	退去(契約終了)時の残置物処理	○入力	○入力
④	退去(契約終了)時の居室原状回復	○入力	○入力
⑤	死亡時の死後事務	○入力	○入力
IV	その他		
①	判断能力低下時の上記記載等代理	○入力	○入力
上記以外に、求める役割や定めている事項があれば、以下の欄に記載ください			
②	入力してください。	○入力	○入力
③	入力してください。	○入力	○入力
④	入力してください。	○入力	○入力
⑤	入力してください。	○入力	○入力
⑥	入力してください。	○入力	○入力

(7) 身元保証人が不在の場合の対処について、地域の協力機関などの協力を得て対応されていることがあれば、お答えください(身元保証人等に委ねる部分的サービスを含む)。

① 協力機関の名称: □枠記述欄に記入ください。

ここをクリックしてテキストを入力してください。

② 協力機関の種別： 該当する枠の□をチェックください。

a	b	c	d	e
<input type="checkbox"/> 社会福祉法人	<input type="checkbox"/> NPO法人	<input type="checkbox"/> 株式会社	<input type="checkbox"/> ボランティア等	<input type="checkbox"/> その他

「e その他」を選ばれた場合の、その名称や内容等を□枠記述欄に記載ください。

ここをクリックしてテキストを入力してください。

③ 協力の内容について概略を記入ください。

ここをクリックしてテキストを入力してください。

(8) 前問【問2】(7)で地域の社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」のサービスを利用している場合について、お尋ねします。

① 利用されている「日常生活自立支援事業」サービスに身元保証人の役割の代替する役割や事項が含まれていれば、記入ください。

ここをクリックしてテキストを入力してください。

② 上記サービスについて、費用の定めがあれば記入ください。

ここをクリックしてテキストを入力してください。

(9) 身元保証人等との間で、何らかのトラブルや困ったことなどの有無等についてお答えください。

(※平成24年4月から平成29年3月までの5か年の範囲とします)

① トラブルや困ったことのご経験の有無について、該当欄の□をチェックください。

a	b
<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし

② 前問で「a.あり」とお答えいただいた方には、差支えなければ次の3点について簡略にお答えください。

③ トラブルや困ったことの内容:

ここをクリックしてテキストを入力してください。

④ トラブルや困ったことの解決方法や結果:

ここをクリックしてテキストを入力してください。

⑤ 今後、考えるべき課題や取り組むべき内容について:

ここをクリックしてテキストを入力してください。

【問3】 身元保証人等に係る問題について、あるいは幅広く軽費老人ホーム・ケアハウスのサービス利用や運営に係るご意見やお考えがあれば記入ください。

ここをクリックしてテキストを入力してください。

【ご協力者情報】

施設名称	入力してください。	
記入者	氏名 :	入力してください。
	職種 :	入力してください。
連絡先	Tel :	入力してください。
	e-mail :	入力してください。

② 前問で「a.あり」とお答えいただいた方には、差支えなければ次の3点について簡略にお答えください。

③ トラブルや困ったことの内容:

ここをクリックしてテキストを入力してください。

④ トラブルや困ったことの解決方法や結果:

ここをクリックしてテキストを入力してください。

⑤ 今後、考えるべき課題や取り組むべき内容について:

ここをクリックしてテキストを入力してください。

【問3】 身元保証人等に係る問題について、あるいは幅広く軽費老人ホーム・ケアハウスのサービス利用や運営に係るご意見やお考えがあれば記入ください。

ここをクリックしてテキストを入力してください。

【ご協力者情報】

施設名称	入力してください。	
記入者	氏名 :	入力してください。
	職種 :	入力してください。
連絡先	Tel :	入力してください。
	e-mail :	入力してください。

**参考資料 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成28年3月7日）  
配布資料（抜粋）**

**介護保険施設における身元保証人等の取扱について**

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）において、身元保証人等がいないと入院・入所を認めない施設が一部に存在するとの指摘がある。

この点において、介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を求める規定はない。

また、各施設の基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がいなことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

介護保険施設に対する指導・監督権限を持つ都道府県等におかれては、管内の介護保険施設が、身元保証人等がいなことのみに理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱を行うことのないよう、適切に指導・監督を行っていただきたい。



Ⅶ 調査研究委員会名簿

都道府県名	氏名	施設名
北海道	浜田美奈子	ケアハウスグリーンライフ光陽
福島県	岡田 健一	悠々の里
栃木県	古口光夫	ケアハウスフローラ
◎ 茨城県	小岩井雅彦	ニュー鹿島
東京都	西村 茂	浴風園 松風園
○ 神奈川県	里山 樹	二宮寿考園
静岡県	木下朝子	玉沢昭寿園
静岡県	木下 晋一	玉沢昭寿園
三重県	坂内憲之	ベタニヤハウス
長野県	小山順子	ケアハウスエマオ
福井県	三井 和夫	清水苑

◎ 委員長

○ 副委員長







一般社団法人 全国軽費老人ホーム協議会

**JAMFHA**

Japan Association of Moderate Fee Homes for the Aged